

# 第 6 次高槻市総合計画 (審議会案)

高槻市総合計画審議会



## 目次

総合計画の策定について.....	1
第1章  はじめに.....	1
1  計画の名称.....	1
2  計画策定の趣旨.....	1
3  計画の概要.....	1
4  策定に当たっての基本的な考え方.....	2
第2章  計画策定の背景.....	4
1  高槻市の概要.....	4
2  高槻市の特長.....	5
3  土地利用の状況.....	7
4  人口・財政の状況.....	7
5  高槻市を取り巻く社会環境と課題.....	10
6  市民の意識.....	13
基本構想.....	15
まちづくりの合言葉.....	17
基本計画.....	18

# 総合計画の策定について

## 第1章 はじめに

### 1 計画の名称

本計画の名称は、「第6次高槻市総合計画」とします。

### 2 計画策定の趣旨

本市では平成22（2010）年度に「第5次高槻市総合計画（高槻市総合戦略プラン）」を策定し、令和2（2020）年度までを計画期間として、まちづくりを進めてきました。

この間、少子高齢化の一層の進行や相次ぐ自然災害の発生など、本市を取り巻く状況は変化しており、特に、昭和40年代に大阪・京都の住宅都市として、全国的にもまれに見る人口急増を経験した本市は、今後、社会保障関係費等の増大や公共施設の老朽化対策など、行財政面を始め、様々な課題に直面することが想定されます。

このような状況の中で、持続的な成長を次代につなげていくため、引き続き、市民、事業者等とともに魅力あるまちづくりを進めていくための中長期的な方向性を示す計画として、第6次高槻市総合計画を策定するものです。

### 3 計画の概要

#### (1) 計画の位置付け

総合計画は、まちづくりの中長期的な方向性を示し、総合的かつ計画的な行財政運営を行うためのビジョンとなる計画とします。また、各行政分野において策定される個別の行政計画は総合計画に示す方向性と整合を図ることとします。

なお、これまで総合計画（基本構想）については、議会の議決を経て策定することが義務付けられていましたが、平成23（2011）年の地方自治法改正において、この規定は削除され、基本構想の策定は市町村の判断に委ねられることとなりました。

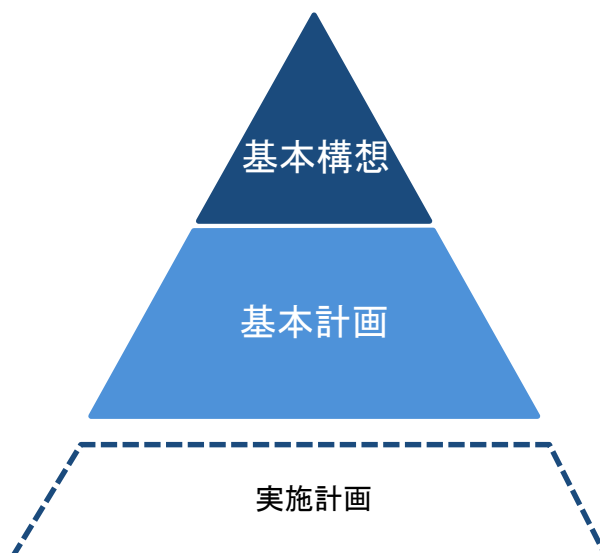
本市は、総合計画に掲げるまちづくりを市民の皆さんと共有し、ともにまちづくりを進めていくため、基本構想については、令和元年に制定した高槻市総合計画策定条例に基づき、地方自治法の改正前と同様に議会の議決を経て策定することとします。

#### (2) 計画の構成

総合計画は、基本構想及び基本計画の2層構造とします。基本構想では、まちづくりの目標となる将来の都市像を示し、基本計画では、基本構想を踏まえ、本市のまちづくりの方向性を示します。なお、計画期間中の行財政運営に当たっては、実施計画により、基本計画で示された施策の推進を図ります。

### (3) 計画の期間

計画期間は令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間とします。ただし、基本計画については、必要に応じて見直しを行います。



## 4 策定に当たっての基本的な考え方

### (1) 行財政運営の基本となる計画

限られた経営資源を戦略的に配分し、効果的なまちづくりを行うためには、経営資源を配分した結果を確認し、状況に応じて配分の在り方を見直していくマネジメントの仕組みが重要となります。

本計画は、そのような Plan（計画）－Do（実施）－Check（評価）－Action（改善）のサイクル（PDCAサイクル）に沿って進行管理を行い、効果的・効率的に取り組を推進する計画とします。

### (2) 各種の行政計画の基本となる計画

本計画は、まちづくりの目標となる将来の都市像を示す「基本構想」と、本市のまちづくりの方向性を示す「基本計画」で構成する簡潔で分かりやすい計画とし、各行政分野の施策の詳細については、各行政分野において策定される個別の行政計画に委ねることとします。

### (3) 経営的な視点を持った計画

本市の更なる発展のためには、魅力あるまちづくりに着実に取り組み、明るい未来を創造していくことが必要です。一方、少子高齢化の進行などの社会環境により、厳しい

財政状況が想定されるため、将来にわたって持続可能な行財政運営を行っていくことが求められています。

本計画は、これまで取り組んできた行財政改革大綱の考え方を踏まえ、「市民ニーズへの対応（施策の実現）」と「健全財政の維持（財源等の確保）」を総合的かつ計画的に推進するための計画とします。

## 第2章 計画策定の背景

### 1 高槻市の概要

#### (1) 位置・地勢

本市は大阪府の北東部にあって、大阪と京都のほぼ中間に位置しています。北は北摂山地に連なる山並みと丘陵、南は山間から流れ出る芥川・檜尾川などによって形成された平野が広がり、琵琶湖から大阪湾に流れる淀川が市域の南の境になっています。

市街地を南北に二分してJR東海道本線と阪急京都線が並走し、さらに、南部では東海道新幹線が、北部では丘陵地を名神高速道路、山間部を新名神高速道路が高槻ジャンクション・インターチェンジを介し、東西に横断しています。

#### (2) 市の歩み

この地の人々の暮らしは、縄文・弥生の昔から連綿と営まれてきましたが、高槻（地名の興りは「高月」）の名が史上に現れたのは、鎌倉時代から南北朝時代の頃でした。

戦国時代になると、高槻の武士であった入江氏が城館を設け、後に高槻城主となった和田惟政（これまさ）やキリシタン大名の高山右近が城と城下の整備を進めていきました。

江戸時代に入り、慶安2（1649）年に永井直清（なおきよ）が高槻藩主となって以後、幕末まで永井氏が治め、土木・治水や文化顕彰に意を注ぎ、城下町も発展しました。明治2（1869）年6月、版籍奉還で最後の藩主永井直諒（なおまさ）は藩知事になりましたが、明治4（1871）年7月に廃藩、同11月、府県改廃によって高槻県は大阪府に編入され、明治7年には城郭も破却されました。

明治22（1889）年4月、町村制の施行により島上郡高槻村、上田部村が合併して高槻村となり、同31（1898）年10月、近辺の村に先駆けて町制が施行され、高槻町となりました。

昭和6（1931）年1月、三島郡高槻町・芥川町・清水村・磐手村及び大冠村の5町村が合併して新しい高槻町が成立しました。さらに、昭和9（1934）年9月には如是村を合併、人口の増加に加えて町勢はますます拡大し、昭和18（1943）年1月、大阪府内9番目の市として市制（人口約3万1,600人、市域64.3k㎡）を施行しました。そして、昭和23（1948）年1月には阿武野村、昭和25（1950）年11月には五領村を合併し、その後、工場の誘致、住宅等の建設により、ようやく田園都市から産業都市への発展の兆しを見せました。その後、昭和29（1954）年2月に市営バスが営業を開始するとともに、昭和30（1955）年4月には三箇牧村を、昭和31（1956）年9月には富田町を合併し、次いで昭和33（1958）年4月、京都府南桑田郡檜田村を合併編入し、現在の姿を整えました。

人口は昭和35（1960）年頃から急増し、特に昭和46（1971）年には、年間3万1,800人も増加しました。これに伴い学校建設を中心とする公共施設の整備・拡充など行政需

要も増大し、財政は未曾有の危機に陥りました。その後、自主再建により赤字を解消しつつ、国鉄（現 J R）高槻駅前地区市街地再開発事業などの都市の基礎となる骨組づくりに取り組んできました。

昭和 44（1969）年に第 1 次総合計画を策定し、以降 5 次にわたる計画に基づき、市民、事業者、行政が互いに役割と責任を分かち合い、協力しながら、まちづくりを進め、都市機能の充実や市民福祉の向上を図ってきました。

また、平成 15（2003）年 4 月には、中核市に移行し、大阪府から移譲された保健所業務を始め、福祉や都市計画、環境などの分野の権限をいかした独自のまちづくりを進めています。

## 2 高槻市の特長

### (1) 高い交通利便性

本市は、古くは西国街道、淀川の水運、明治に至って現在の J R、昭和以降は国道 171 号、170 号や阪急電鉄などの交通網が整備され、京阪間の拠点として都市が形成されてきました。

現在では、J R 東海道本線の特急・新快速や阪急京都線の特急の停車駅が所在し、大阪・京都とも約 15 分で結ばれている利便性の高い都市となっています。

また、市営バスを始め、路線バスが鉄道駅ターミナルから市内各地域への放射状ネットワークを形成しており、市域内の移動もしやすい環境が整っています。

さらに、平成 29（2017）年度には新名神高速道路の高槻ジャンクション・インターチェンジが開通し、広域的な自動車ネットワークに直接つながることになり、より一層、交通利便性が高まりました。

### (2) 豊かな水とみどり、歴史資源による良好な景観

本市は、北部に北摂山系の山並みが連なり、南部は淀川が形成した平地がひろがる北高南低の地勢にあって、芥川が北部山間から南北に縦断して淀川に注ぐなど、水とみどりに囲まれた良好な市街地が形成されています。

市北部のみどり豊かな森林は自然環境の保全、生物生息空間の確保などの機能を保持しつつ、市街地の背景として、市民に癒しとやすらぎを提供しています。

また、市域の農地は住宅や事業所などの多様な都市機能と共存しながら良好な環境を形成しています。樫田地区・原地区などの北部山間の盆地では農地・里山が一体となって、我が国の古き良きたたずまいを形成するとともに、南部の三箇牧地区・五領地区などでは、農地による良好な風景も見られます。

さらに、市域の南端を東西に流れる淀川、市域中央を南北に流れる芥川は水辺空間や都市緑地を創出しています。

一方、近畿地方最古級の弥生集落・安満遺跡や、真の継体天皇陵とされる今城塚古墳、



藤原鎌足の墓といわれる阿武山古墳、三好長慶の居城として知られる芥川山城跡などの貴重な歴史遺産が所在し、また、高槻城跡周辺、富田旧寺内町、西国街道沿いなどでは、現在の市街地につながる歴史と趣のあるまちなみが形成されています。

本市はこれらの豊富な自然、数多くの歴史資源により、良好な景観が形成されています。

### (3) 良好な住環境

本市は、交通利便性の高さや良好な景観などを背景として、大阪・京都の住宅都市として発展し、北部の丘陵地等におけるゆとりとおいのある住宅地や、南部における都市的利便性の高い住宅地等、魅力ある住環境が形成されています。

### (4) 商工業や学術機関の集積

本市は、昭和20年代後半から電気・機械を中心とした企業の進出が始まり、幹線道路沿いを中心として、食品加工・医薬などの業種が立地し、近年では工場跡地への物流施設などの立地が見られます。

また、J R高槻駅・阪急高槻市駅周辺の中心市街地には、店舗、事業所などが集積し、特に飲食・サービス業については大阪府内でも有数の集積を誇っています。

さらに、昭和初期から大阪医科大学や京都大学の研究施設が立地し、その後、平安女学院大学、関西大学、大阪薬科大学が立地するなど、学術機関が集積しています。

これらの学術機関は、公開講座などによる市民への知的資源の還元を行うとともに、地域の課題解決に市や地域と協働して取り組むなどまちづくりにも貢献しています。

### (5) 充実した医療

本市は、高度医療を担う特定機能病院である大阪医科大学病院を始め、基幹的な役割を担う病院が多く所在しています。そのため、医療機関が連携し、日常の健康管理から救急医療、高度医療までを一貫して提供することができます。

主に軽症患者を診療する初期救急医療機関である高槻島本夜間休日応急診療所は、高槻市医師会・高槻市歯科医師会・高槻市薬剤師会・大阪医科大学等の関係機関の協力を得て、市内医療機関の休診時間帯の急な発熱やけがに対応しています。特に、同診療所では深夜も診療が受けられるため、子育てをされている市民にとっては心強いものとなっています。

また、入院や手術を要する患者に対応する多くの二次救急医療機関、重篤な救急患者に対して高度な医療を総合的に提供する三次救急医療機関が所在しており、さらに、本市と救命救急センターが連携し、救急車に医師が同乗する特別救急隊を運用し、高度な救急業務を行うなど、救急医療体制が充実しています。

その結果、傷病者を市内の医療機関に搬送する割合は全国的にも極めて高い水準を誇

っています。

このように、本市では関係機関の協力を得て、充実した地域医療の体制が整備されるとともに、がん対策などの先進的な施策を展開しています。

## (6) 充実した子育て・教育環境

本市は、安心して子どもを産み育てることができるよう、育児と仕事の両立をサポートできる体制づくりに力を注いできました。特に、保育環境の整備においては、認可保育所等の定員増や分園の開所、既存認可保育所等の積極的な受入れの拡大などに取り組み、「保育所等待機児童ゼロ」（厚生労働省報告基準）を達成しました。

また、本市は、子どもたちの豊かな学び・成長を促すために、質の高い充実した教育環境を整えてきました。特に、一人ひとりの児童に丁寧な学習指導や生徒指導を行うことを目的とした市立小学校全学年での35人以下学級編制を大阪府内で最初に実施し、さらに、連携型小中一貫教育を全校区で実施しています。

加えて、中学生の健やかな成長と保護者の子育てを支えるための全市立中学校での栄養バランスのとれた完全給食の実施など、子どもたちが健やかに育つ環境が整備されています。

## (7) 活発な市民活動

本市では、コミュニティ市民会議や地区コミュニティ組織により、コミュニティ活動の推進が図られており、19か所のコミュニティセンターでは自主運営が行われ、13か所の公民館を含めたこれらの拠点では活発なコミュニティ活動、生涯学習活動が展開されています。

また、文化団体やスポーツ団体が活発に活動するなど、市民による文化振興・スポーツ振興が図られるとともに、市民公益活動サポートセンターやボランティア・市民活動センターの活動により、市民公益活動やボランティア活動の推進が図られています。

さらに、本市では市民が主体となって「高槻まつり」や「高槻ジャズストリート」、「こいのぼりフェスタ 1000」などの大規模なイベントが実施されています。

## 3 土地利用の状況

土地利用は山林が市域の47.6%、市街地が28.6%、農地が8.3%、普通緑地\*が5.3%、その他が10.2%となっています（平成27年都市計画基礎調査）。

※普通緑地：公園緑地、運動場・遊園地、学校、社寺敷地・公開庭園、墓地

## 4 人口・財政の状況

### (1) 近年の人口の推移

我が国の人口は減少に転じ、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、今後、人口の減少が続くことが予想されています。

本市においても、平成 21（2009）年以降の人口の推移を住民基本台帳人口ベースで見ると、緩やかな減少傾向にあります。年齢階層別にみると、0 歳から 14 歳までの年少人口は微減傾向となっており、15 歳から 64 歳までの生産年齢人口は約 2 万 3 千人減少しています。また、65 歳以上の老年人口は、平成 21（2009）年以降の 9 年間で約 2 万 1 千人の増加しています。これは、いわゆる「団塊の世代」が 65 歳以上となったことや、本市からの転出者の数が転入者の数を上回る社会減によるものと考えられます。

近年の出生数・死亡数の推移をみると、出生数については年により増減はあるものの、長期的にみて減少傾向にあります。このため、高齢化の進行とあいまって、我が国全体の傾向と同様に、平成 24（2012）年に出生数を死亡数が上回る「自然減」の状況に転じています。

また、近年の転入数・転出数の動向をみると、転入数・転出数とも減少傾向にあり、5 歳から 19 歳までの世代で転入超過が見られるものの、市全体では、転出数が転入数を上回る「社会減」の状況にあります。

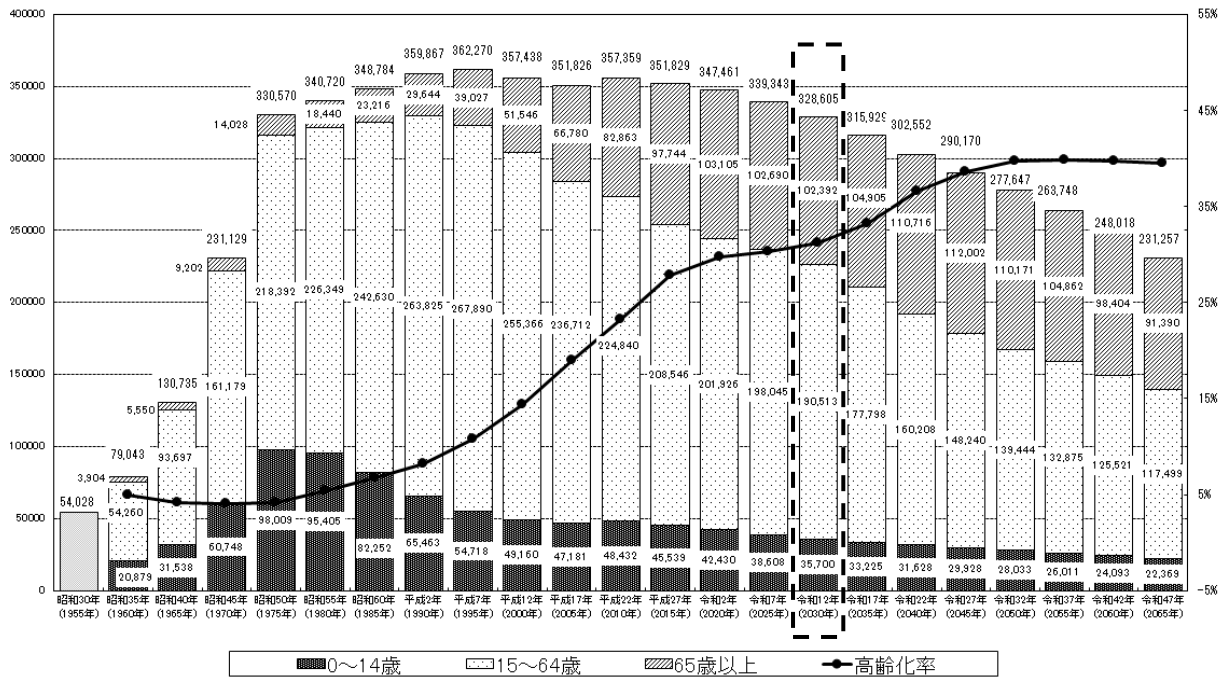
少子高齢化・人口減少が進むと、税収の減少や福祉に関する費用である扶助費の増加が想定されるため、今後も市民の暮らしを支える行政サービスを維持していくためには、社会の担い手である「働く世代」に選ばれるまちであることが必要です。そこで本市では、「子育て」、「教育」を始めとした定住促進につながる施策の充実に力を注いできました。今後も、住みやすいと思われるまちづくりを進めていく必要があります。

## (2) 将来人口推計

本計画の目標年度である令和 12（2030）年時点における本市の将来推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所が公表している資料では、323,781 人と推計されています。

また、この推計を用い、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部が作成したデータでは、今後、社会動態をゼロと仮定した場合、令和 12（2030）年時点における推計人口は 328,605 人と推計されています（図 1）。

(図1) 人口推移・将来人口推計



出典:平成27年までは総務省「国勢調査」による。令和2年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」を基に、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部が作成した「人口動向分析・将来人口推計のための基礎データ等(令和元年6月版)」を用いて作成(社会動態がゼロと仮定して作成)。

### (3) 財政の状況

本市は、全国に先駆け、昭和61年に行財政改革大綱を策定し、以降、全9次にわたる行財政改革大綱実施計画に基づき、行財政改革の取組を推進してきました。

歳出の削減努力を積み重ねてきた結果として、今日の健全な財政が堅持されていることは、これまでの行財政改革における大きな成果と捉えています。

そのような中、本市の平成26(2014)年度から平成30(2018)年度までの決算では、基幹収入である市税はやや増加しているものの、高齢化の進行等により扶助費はそれを上回る割合で増加していることなどから、財政の弾力性を示す経常収支比率は、上昇傾向となっており、少しずつではありますが財政の硬直化が進んでいます。

また、市債や積立金の現在高は、おおむね横ばいを維持しておりましたが、平成30(2018)年度において、大阪府北部地震や台風第21号などの災害対応とともに、ごみ処理施設の更新に多くの費用を要したため、平成26(2014)年度と比べ、積立金現在高は減少し、市債現在高は増加しています。

こうした厳しい状況においても、本市は輝く未来の実現に向けて、持続的な成長へつなげるため、平成29(2017)年9月に「『高槻市みらいのための経営革新』に向けた改

革方針」を策定し、歳入改革・歳出改革を始めとした改革に取り組んでいるところであり、引き続き、健全財政を堅持していくための取組を進める必要があります。

## 平成26年度～平成30年度の決算状況

(単位：億円、%)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
歳入	市税	498.4	500.1	501.0	501.1	504.2
	譲与税・交付税・各種交付金	170.6	189.2	171.0	176.8	174.4
	国・府支出金	294.3	317.7	313.4	341.8	325.7
	市債	82.7	78.2	72.5	40.2	109.7
	その他収入	91.2	93.4	78.2	75.3	129.3
	歳入総額(a)	1,137.1	1,178.5	1,136.1	1,135.2	1,243.2
歳出	人件費	196.1	202.3	197.6	198.4	198.1
	公債費	72.2	69.5	74.8	73.7	74.1
	扶助費	318.9	334.5	347.0	352.9	347.4
	維持補修費	17.4	21.8	18.2	17.2	16.0
	投資的経費	145.3	142.4	126.9	113.8	217.9
	その他支出	369.7	392.2	358.2	358.2	364.1
	歳出総額(b)	1,119.7	1,162.6	1,122.6	1,114.1	1,217.5
歳入歳出差引(a)-(b):(c)	17.4	15.9	13.5	21.1	25.7	
翌年度へ繰り越すべき財源(d)	13.2	9.5	4.2	8.7	20.7	
実質収支(c)-(d):(e)	4.2	6.4	9.3	12.4	5.0	
経常収支比率	93.8	93.3	94.9	94.8	94.9	
市債現在高	504.9	517.7	518.7	487.8	525.4	
積立金現在高	386.6	389.9	389.9	391.4	347.4	

### (4) 財政の見通し

本市の税構造上、個人市民税と固定資産税が大きな柱となっており、法人市民税の占める割合が少ないことから、景気に大きく影響されない強みはあるものの、高齢化の進行等により、生産年齢人口の減少が予想され、市税の大幅な増加は見込めない状況です。

一方、歳出においては、更なる高齢化の進行による社会保障経費の増加に加え、本市の人口急増期に整備した多くの公共施設の大規模改修・更新等の対応など、様々な財政需要の増加が見込まれ、厳しい財政状況は今後も続くことが予想されます。

## 5 高槻市を取り巻く社会環境と課題

### (1) 人口減少と少子高齢化の進行

平成20(2008)年をピークとして我が国の総人口は長期の減少過程に入り、令和35(2053)年には1億人を割り込むことが予測され、人口構造については年少人口が年々減少する一方で、65歳以上の老年人口の増加は続いています。

本市においても、同様の状況にあり、人口減少と少子高齢化の進行による消費の縮小や税収の減少など、市域全体の経済の縮小に加え、地域活動の担い手の減少や空家の増加など、地域活力の低下が懸念されます。

国は人口減少や東京圏への過度の人口集中に歯止めをかけるため、平成26(2014)年

に「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、本市においても、平成 28（2016）年に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。本市においても引き続き、結婚・出産・子育てしやすい環境の整備や安心して暮らすことができるまちづくりなど、地方創生の推進に資する取組が求められています。

高齢化への対応としては、増加が見込まれる介護や生活支援などへの対応とともに、高齢者ができる限り長く元気で、就業の場や地域社会において活躍できる環境づくりが求められており、健康増進・社会参加の機会を通じて、生きがい、健康維持、孤立防止等につなげることが重要です。

さらに、単身世帯や夫婦のみ世帯が増加傾向にあるほか、共働き世帯の増加や、晩婚化・未婚化の進行など、ライフスタイルや価値観の多様化を踏まえ、各種の施策を推進する必要があります。

## (2) 自然災害の増加と感染症の流行

我が国は、自然的条件から、台風、地震が発生しやすい国土となっており、近年、特に甚大な被害をもたらす大規模な災害が相次いでいます。

今後も、地球温暖化による気候変動に伴う台風や集中豪雨の増加、南海トラフ巨大地震や直下型地震の発生が危惧されており、これまで以上に大きな災害にも対処できるような災害に強い、強靱なまちづくりが求められています。

一方、災害対策を行政による「公助」だけで行うことには限界があり、特に発災時には自分の命は自分で守る「自助」や近所や地域で互いに助け合う「共助」が大変重要です。市民の防災意識の向上を図り、一人ひとりが災害への備えを行った上で、地域全体で防災活動に取り組んでいくことが求められます。

また、令和元(2019)年度に発生した新型コロナウイルス感染症は、世界的規模のパンデミックとなり、様々な社会・経済的影響を引き起こしており、我が国においても初めて緊急事態宣言が発出される等、日常生活に大きな影響を与えています。このような新興感染症については、早期収束に取り組むとともに、社会経済活動を維持しながら、感染拡大防止に取り組むことが求められます。

## (3) 子育て、教育環境の変化

少子高齢・人口減少社会にある我が国において、未来を担うすべての子どもたちが尊重され、いきいきと暮らせる環境づくりを行っていくことは重要です。そのような中、核家族化に加え両親ともに働く世帯が主流となっており、安心して子どもを預けられる環境整備が一層求められています。このような状況を受け、国においては、子ども・子育て支援新制度の施行や令和元（2019）年 10 月から始まった幼児教育・保育の無償化などの対策がなされており、出生率の向上に向け、今後、一層子育て支援が充実していくことが見込まれます。

一方で、いじめ、不登校児童生徒の増加といった子どもを取り巻く課題への対応のほ

か、虐待、貧困の増加など子どもを育てる家庭における課題への対応、子どもや家庭を支える地域力の強化などが求められています。

#### (4) 情報社会の進展

近年、スマートフォンを始めとしたICT機器の急速な普及に伴って、子どもから高齢者まで幅広くインターネットが利用されるようになりました。これを受け、行政は市民の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を一層図るため、電子申請やペーパーレス化など、デジタル化の推進が求められています。また、データの利活用を促進し、経済成長やイノベーションにつなげていくための仕組みを整えていくことが求められています。さらに、今後、マイナンバーカードの普及により、市民の利便性の向上や行政事務の効率化が期待されています。

一方で、サイバー犯罪、個人情報流出などの問題に加え、子どもたちがSNS等を利用することで生じる課題も指摘されており、情報セキュリティの強化、情報漏洩の対策、情報モラル教育の充実などが求められています。

#### (5) 持続可能な社会づくり

平成27(2015)年9月の国連総会において、持続可能な開発目標(SDGs = Sustainable Development Goals)が全会一致で採択されました。SDGsは、「誰ひとり取り残さない(No one will be left behind)」社会の実現を目指すための国際目標であり、環境の保護や貧困の撲滅、ジェンダーの平等などの包摂性のある17のゴール・169のターゲットを設定しています。また、前身のミレニアム開発目標(MDGs = Millennium Development Goals)とは異なり、途上国だけでなく、全ての国連加盟国、地域が取り組むべきものとされており、これを受け、様々な取組が世界各地で進められています。

我が国においても、持続可能な社会づくりに向け、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取組が進められており、本市においても、SDGsの目標を踏まえ、施策を推進していくことが求められています。

## 6 市民の意識

まちづくりに関する市民意識を把握し、市民のまちづくりに対する考えを総合計画に取り入れ、市民とともにまちづくりを進めていくため、平成 30（2018）年度に市民アンケートを実施しました。

### 市民アンケートの概要

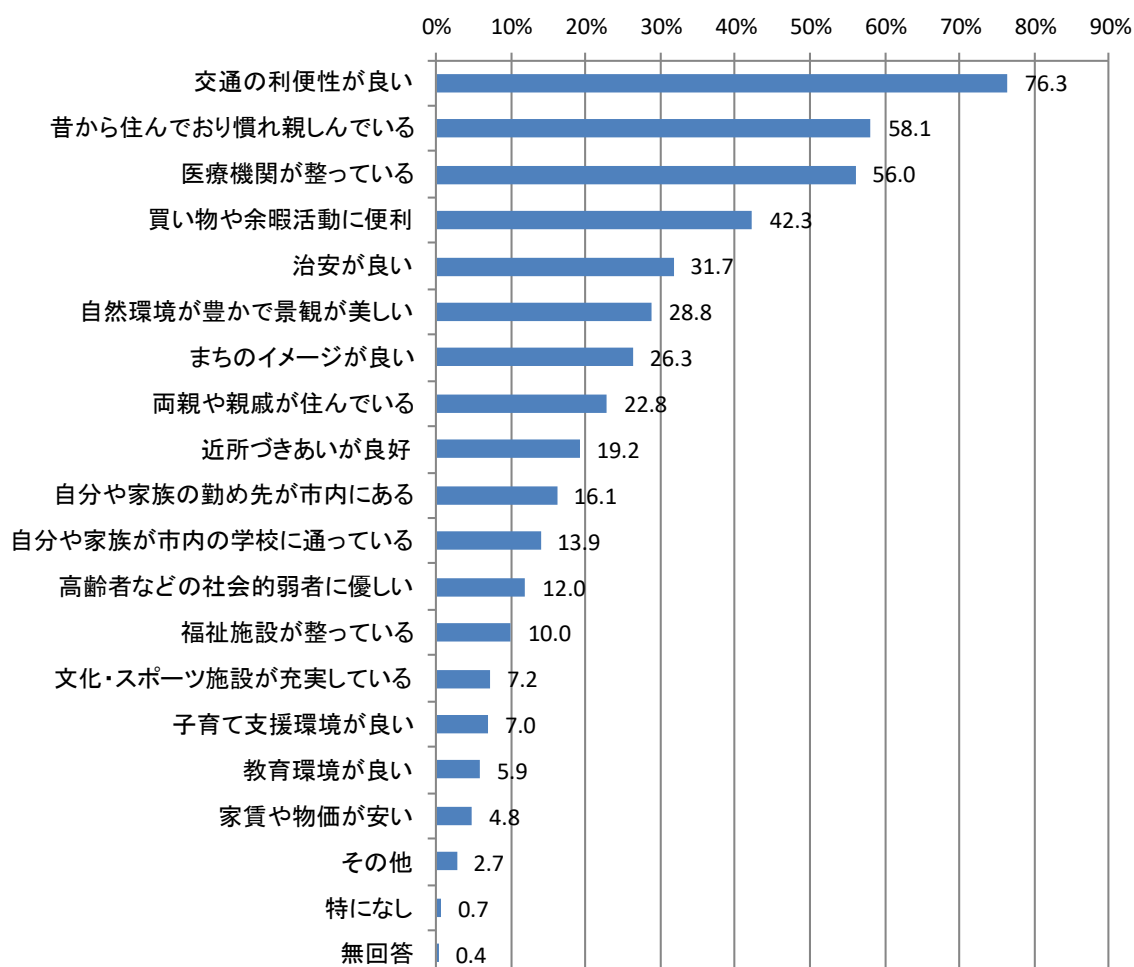
平成 30 年 10～11 月実施、18 歳以上の市民 5,000 人に送付、回収数 2,358 人、回収率 47.2%

#### (1) 住み続けたい理由

定住意向の設問では、「今後も住み続けたい」が 82.2%で最も多くなっています。

「今後も住み続けたい」と回答された方にその理由を尋ねたところ（図表 1）、「交通の利便性が良い」が 76.3%と最も多く、次いで「昔から住んでおり慣れ親しんでいる」が 58.1%、「医療機関が整っている」が 56.0%、「買い物や余暇活動に便利」が 42.3%、「治安が良い」が 31.7%、「自然環境が豊かで景観が美しい」が 28.8%などとなっています。

図表 1 【住み続けたい理由】

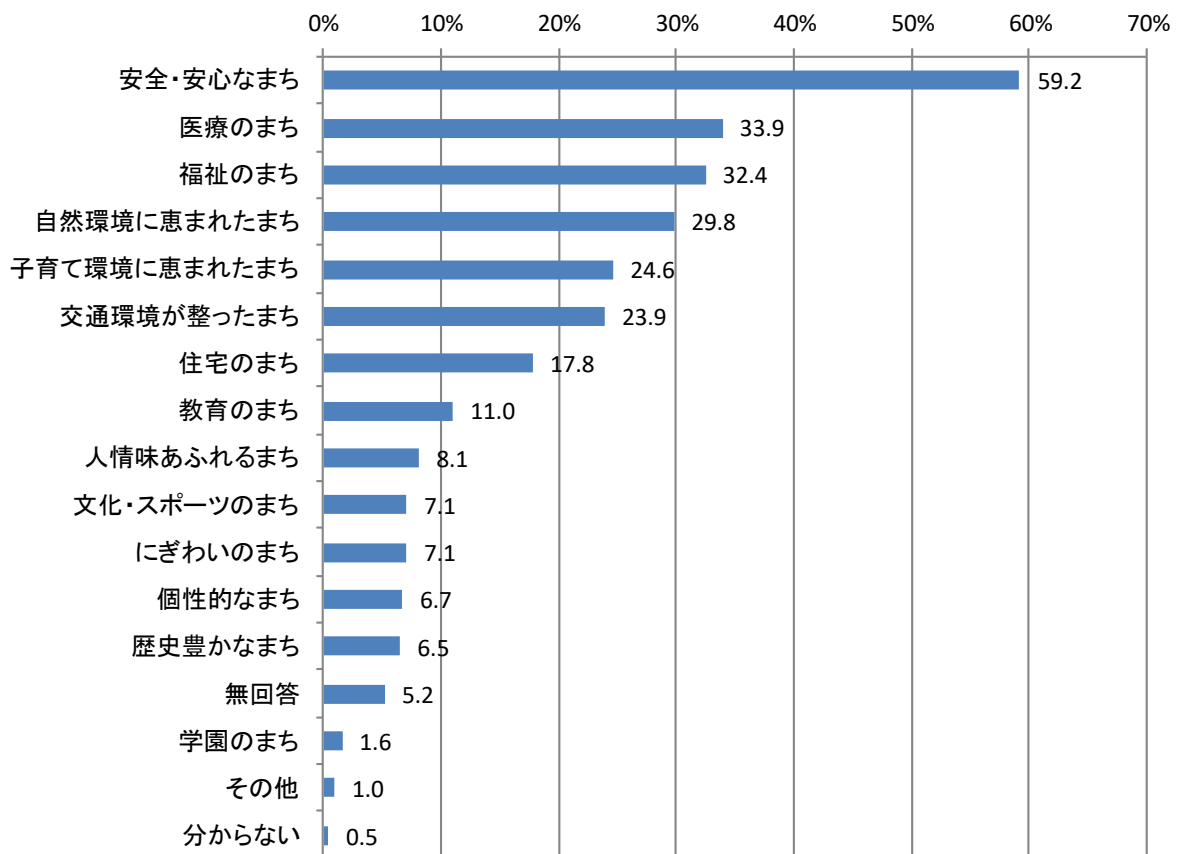




## (2) まちの発展のイメージ

本市がどのようなまちに発展していくことを望むかという設問（図表2）では、「安全・安心なまち」が59.2%と最も多く、次いで「医療のまち」が33.9%、「福祉のまち」が32.4%、「自然環境に恵まれたまち」が29.8%、「子育て環境に恵まれたまち」が24.6%、「交通環境が整ったまち」が23.9%などとなっています。

図表2 【まちの発展のイメージ】



## 基本構想

私たちのまち高槻は、北摂山系の美しい山並みや淀川、芥川などの豊かな水とみどりに恵まれ、先人の英知と努力によって、豊かな歴史と文化を育んできました。

これを継承し、更に発展させるため、第6次高槻市総合計画では、高槻市の特長や社会環境などを踏まえ、令和12（2030）年度を目標年次として、次に掲げる将来の都市像が実現することを目指します。

### 1 都市機能が充実し、快適に暮らせるまち

利便性の高い都市空間が形成されるとともに、良好な住環境が保たれ、市民が快適に暮らせるまちを目指します。

### 2 安全で安心して暮らせるまち

市民・事業者と行政が協働して、災害に強いまちづくりを進めるとともに、非常時のサポート体制も整い、子どもから高齢者まであらゆる世代の市民が安全に安心して暮らすことができるまちを目指します。

### 3 子育て・教育の環境が整ったまち

子育て支援や教育環境の更なる充実が図られ、子どもを生き育てやすい環境や子どもたちが健やかにのびのびと育つ環境が整ったまちを目指します。また、あらゆる世代の市民が互いに学び合えるまちを目指します。

### 4 健やかに暮らし、ともに支え合うまち

市民が自ら健康づくりに取り組み、十分な医療体制が整っていることで、誰もが生きがいを持って健やかに暮らせるまちを目指します。また、地域で支え合い、高齢者や障がいのある人などが住み慣れた地域でいきいきと暮らすことができるまちを目指します。

### 5 魅力にあふれ、にぎわいと活力のあるまち

本市の豊かな自然や歴史・文化などの魅力が広く知られ、国内外から多くの人々が訪れるとともに、産業が活発で、にぎわいのあるまちを目指します。

### 6 良好な環境が形成されるまち

市民・事業者と行政が協働して、みどり豊かでうるおいのある自然環境や良好な都市環境が形成されるとともに、地球温暖化防止に積極的に取り組むまちを目指します。

### 7 地域に元気があって市民生活が充実したまち

一人ひとりの人権が尊重され、地域に愛着をもつ多くの市民がコミュニティ活動やボラ

ンティア・NPO活動などに参加する風土の醸成された、活気あるまちを目指します。また、あらゆる世代の市民が文化芸術やスポーツに親しみ、充実した暮らしを送ることができるまちを目指します。

## **8 効果的・効率的な行財政運営が行われているまち**

将来世代に過度な負担を残さないよう、効果的・効率的な行財政運営により健全財政が維持されたまちを目指します。

## まちづくりの合言葉

高槻市は、大阪・京都の中間、関西のほぼ中央に位置しており、全国に誇れる数多くの歴史遺産を有していることから、古くから交通の要衝、歴史上重要な地であったといえます。

近年では、高槻ジャンクション・インターチェンジ、新名神高速道路の開通により、名神高速道路と新名神高速道路へのアクセスが可能となったほか、JR高槻駅においては特急列車が停車するなど、交通利便性も飛躍的に高まっています。

また、施策面では、他の自治体に先駆けた取組で、広く注目される存在であり、市民アンケート結果においては、住み続けたいまちとしての評価も高いことから、市民の愛着も強いと考えられます。

これら、立地面だけでなく、交通利便性、全国に誇れる数多くの特長を有する高槻市は関西の中央に位置するまちとして、今後も市民とともに輝く未来を創造し、訪れたい、住みたい、住み続けたいと思われる都市として着実に成長、発展し続けることを目指し、

### 「輝く未来を創造する 関西の中央都市 高槻」

を、まちづくりの合言葉とし、8つの将来都市像の実現に向け取り組むこととします。

## 基本計画

### 基本計画の施策体系一覧

基本構想	基本計画	
	分野	施策体系
1 都市機能が充実し、快適に暮らせるまち	(分野1) 都市機能が充実し、快適に暮らせるまち	1-1 安全で快適な都市空間・住環境の創造
		1-2 安全で利便性の高い道路空間・交通環境の創造
		1-3 安全で快適な市営バスサービスの提供
		1-4 安全・安心な水道水の安定供給
		1-5 持続可能な下水道の運営
2 安全で安心して暮らせるまち	(分野2) 安全で安心して暮らせるまち	2-1 災害に強く強靱なまちづくり
		2-2 消防・救急体制の充実
		2-3 防犯活動の推進と消費者の安全・安心の確保
3 子育て・教育の環境が整ったまち	(分野3) 子育て・教育の環境が整ったまち	3-1 就学前児童の教育・保育の充実
		3-2 子ども・子育て支援の充実
		3-3 学校教育の充実
		3-4 社会教育・青少年育成の充実
4 健やかに暮らし、ともに支え合うまち	(分野4) 健やかに暮らし、ともに支え合うまち	4-1 市民の健康の確保
		4-2 地域福祉の充実と生活困窮者への支援
		4-3 高齢者福祉の充実
		4-4 障がい者福祉の充実
5 魅力にあふれ、にぎわいと活力のあるまち	(分野5) 魅力にあふれ、にぎわいと活力のあるまち	5-1 まちの魅力をいかしたにぎわいづくり
		5-2 魅力あふれる公園づくり
		5-3 農林業の振興
		5-4 商工業の振興と雇用・就労の促進
6 良好な環境が形成されるまち	(分野6) 良好な環境が形成されるまち	6-1 温暖化対策・緑化の推進
		6-2 良好な環境の形成
		6-3 廃棄物の排出抑制と循環的利用の推進
7 地域に元気があって市民生活が充実したまち	(分野7) 地域に元気があって市民生活が充実したまち	7-1 市民参加・市民協働の推進
		7-2 人権の尊重・男女共同参画社会の実現
		7-3 文化芸術の振興と生涯学習の推進
		7-4 スポーツの推進
8 効果的・効率的な行財政運営が行われているまち	(分野8) 効果的・効率的な行財政運営が行われているまち	8-1 経営的行政運営の推進
		8-2 アセットマネジメントの推進

## (分野 1) 都市機能が充実し、快適に暮らせるまち

施策体系番号	1 - 1
名称	安全で快適な都市空間・住環境の創造

### 目標（めざす姿）

魅力ある都市空間が創出されるとともに、良質な住宅ストックが循環され、安全で住みやすい持続可能なまちを目指します。

### 現状・課題

1 本市はこれまで急激な人口流入の中にあっても市街地の拡大を抑制し、適切な土地利用を誘導してきました。その結果、市街化区域の人口密度は高い水準を維持しており、医療・商業・公共交通等の生活利便施設が充実し、駅周辺では都市機能が集積していることから、コンパクトシティ・プラス・ネットワークがおおむね形成されています。

しかしながら、今後は人口の減少が見込まれることから、市街化区域の人口密度及び都市機能の維持とともに、より効率的な都市経営が求められます。

2 本市は、大阪と京都の中間に位置し、市内には国道 171 号及び 170 号といった主要道路や、JR 東海道本線の特急・新快速及び阪急京都線の特急の停車駅があるなど、広域的な交通の要衝となり、交通利便性の高いまちとして発展してきました。

さらに、鉄道駅から各地域へのバスネットワークや放射・環状方向の道路網などにより、市民生活や事業所活動を支える交通体系が確保されています。

しかし、今後は人口減少や超高齢社会などの社会情勢の変化や多様化する市民ニーズへの対応などが必要なことから、これらを踏まえた持続可能な都市構造を支える交通体系の確立が求められています。

3 新名神高速道路の開通に伴い、高槻ジャンクション・インターチェンジ周辺や関連道路沿道の無秩序な開発を抑制し、適切な土地利用への積極的な誘導を図ることで、良好な住環境の確保と地域の活性化に取り組むことが必要となっています。そのため、本市東部地域では、これら周辺環境の変化等をとらえ、地域特性をいかしたまちづくりの検討が必要となります。

4 本市は、みどり豊かな森林・農地・里山等の自然環境に恵まれ、古墳や寺社など数多くの歴史資源も点在しています。また、駅周辺ではにぎわいと活力あるまちなみが広がっています。

一方で、高槻らしさを特徴づけるこのような地域資源の価値が十分に認知されておらず、これらへの配慮を欠いた建築物や広告物等により、まちなみも大きく変化してきています。また、歴史的な趣のある資源については、維持管理の困難さ等から、日々失われる状況に直面しています。

このようなことから、景観基本計画及び景観計画に基づき、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たしながら、良好な景観形成に取り組むとともに、地域資源の保全・

活用に向けた方策について検討する必要があります。

- 5 大規模な地震が発生して住宅・建築物が倒壊した場合、住民の生命・財産が脅かされるだけでなく、道路が閉塞されることにより、十分な救助活動や消防活動が行えないなど、被害が拡大するおそれがあります。これら被害の軽減を図るためには、住宅・建築物の耐震化を進める必要があります。

また、平成30(2018)年6月18日に発生した大阪府北部地震では、ブロック塀の倒壊が発生しました。地震などの自然災害や老朽化に伴うブロック塀等の倒壊による被害を防ぎ、道路利用者の安全を確保するため、危険なブロック塀等の撤去を促進する必要があります。

- 6 住環境については、近年増加している空家への対応、低額所得者等の住宅の確保に配慮が必要な方の居住の安定確保、居住環境の質の向上やその他多様な家族形態や居住ニーズに応じた住宅確保の促進が求められていることから、これらを踏まえた既存住宅の利活用や良質なストックの形成が必要です。

## 施策の方向

### 1 「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の推進

都市機能を拠点にコンパクトに集約し、公共交通等によるネットワークで結ぶ「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」を推進することで人口密度及び都市機能の維持を図るとともに、効率的かつ持続可能な交通体系を確立し、誰もが住みやすく活力のあるまちの実現を目指します。

### 2 富田地区における公共施設の再構築

老朽化した公共施設の集積する富田地区については、公共施設の再構築を図り、西部地域の都市拠点としてふさわしいまちづくりに取り組みます。

### 3 新名神高速道路関連道路における沿道まちづくりの取組の推進

高槻ジャンクション・インターチェンジ開設の効果を活用しつつ、その周辺や関連道路沿道における計画的なまちづくりに向け、市民の取組等に対して支援を行います。

### 4 新駅設置と新たな市街地形成の検討

檜尾川以東の鉄道沿線周辺の市民等や鉄道事業者とともに地域課題の解消や新駅設置と新たな市街地形成の検討の深度化を図ります。

### 5 風格と魅力あるまちなみや景観の形成

都市基盤を整備する際には景観へ配慮するとともに、市民等が主体となった地区計画制度を活用した住環境の保全や景観形成に資する農地里山の保全及び歴史的なまちなみの形成に向けた活動等を促進します。

### 6 住宅・建築物の耐震化の推進

耐震化の重要性について、所有者のより一層の理解を図るため、NPO法人等との連携により、積極的な啓発活動を行うとともに、所有者が利用しやすい支援制度の充実を

図ります。

また、耐震性が不足する住宅・建築物の除却工事への支援により、定住促進や空家解消につながるよう取り組みます。

#### 7 ブロック塀等の撤去

市民の安全確保を図るため、引き続き、公共施設のブロック塀等の撤去に取り組むとともに、民間の危険なブロック塀等についても支援を行い、撤去を促進します。

#### 8 住宅・住環境の向上

住み替えを考えている高齢者世帯の住宅を子育て世帯が活用するなど、多様な家族形態、居住ニーズに応じた住宅の確保を促進します。また、良質な住宅ストックの形成を図るため、長期優良住宅等の普及に取り組むとともに、マンションの管理の適正化及び再生の円滑化を促進します。

空家対策については、管理不全の空家の改善を図り、市民の安全・安心の確保に努めるとともに、健全な空家については流通や利活用を促進します。

市営住宅については、低額所得者等の居住の安定確保を図るため、計画的・効率的な更新や適切な維持管理に取り組みます。

#### 主な本市の関連計画

計画名称
都市計画マスタープラン、立地適正化計画、総合交通戦略、バリアフリー基本構想、耐震化アクションプラン 2017、地域防災計画、高槻市営住宅長寿命化計画、空家等対策計画

#### 指標と目標値

指標名	現状値	令和 12 年度目標値
景観重点地区の面積	9.3 h a (平成 30 年度)	20 h a
住宅の耐震化率	84% (平成 27 年度)	おおむね解消 (令和 7 年度目標値)
子育て世帯における誘導居住面積水準達成率	39.6% (平成 30 年)	50%
賃貸・売却用等以外の「その他空き家」数	6,110 戸 (平成 30 年)	令和 7 年に約 11,700 戸 と推計される数を約 7,900 戸程度に抑制 (令和 7 年度目標値)



施策体系番号	1 - 2
名称	安全で利便性の高い道路空間・交通環境の創造

### 目標（めざす姿）

歩行者、自転車、車等の多様な道路利用者が共存する、安全・安心な通行空間の創出を目指します。

### 現状・課題

1 市内の都市機能の充実及び交通機能の強化を図るためには、交通ネットワークを形成する幹線道路の整備が必要であり、国・府が事業主体となる道路においては、更なる整備促進が図られるよう取り組む必要があります。

あわせて、本市も都市計画道路等の整備を行い、交通環境の向上とともに多様な道路利用者が安全・快適に通行できる道路環境の整備を引き続き推進する必要があります。

2 社会経済情勢の大きな変化の中、年々、道路ストックが増加し、高齢化・老朽化を始め、多種多様な市民ニーズへの対応が求められています。そのため、国の長寿命化基本計画及び公共施設等総合管理計画の考え方を踏まえ、平成26（2014）年度に国土交通省から発出された定期点検要領に基づき、道路やその付属物の長寿命化、ライフサイクルコストの縮減等が図れるよう道路施設に関する長寿命化計画を策定し、計画的な更新・修繕を行っています。

また、安全で安心な道路空間を提供するためには、ハード面だけではなくソフト面も含めた取組が重要です。さらに、通学時の児童の安全対策や集中豪雨による浸水対策も課題となっています。

3 新名神高速道路の高槻－神戸間の開通に伴い、交通が分散し、名神高速道路・中国自動車道等の渋滞が緩和され、また、複数の国土軸が確保されることにより、災害時のリスク分散につながっています。

今後、高槻－八幡間の開通により、トラック輸送の利便性が向上するとともに、開発プロジェクト等が促進され、地域経済と観光産業の活性化が期待されます。

4 自転車関連事故の件数は減少傾向にあるものの、依然として交通事故全体に占める自転車関連事故の割合は平成30（2018）年で33%と、高い割合で推移しています。そのため、自転車の安全で快適な利用環境の創出に向け、「高槻市自転車安全利用条例」の周知啓発及び「たかつき自転車まちづくり向上計画」等に基づく各種施策に取り組み、安全意識を向上させ、自転車に関与する事故の低減を図る必要があります。

## 施策の方向

### 1 道路・街路事業の推進

国・大阪府が事業主体となる道路については、更に整備を促進します。また、本市においても社会経済情勢を踏まえて都市計画道路などの適切な見直しを行い、必要な幹線道路事業を行いつつ、必要な交差点改良等を実施しながら、交通の円滑化や渋滞対策、交通事故対策など、市域の道路ネットワークの強化を図ります。

### 2 安全・安心な道路空間の創出

#### (1) 社会インフラの維持管理

道路維持管理については、老朽化した道路施設の安全を確保するとともに、新たな社会ニーズへの対応に努め、更新・修繕を適宜行うことにより、長寿命化、更新時期・予算の平準化、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

あわせて、道路交通網の安全性確保のため、道路橋梁の長寿命化及び耐震化に取り組みます。

また、街路灯についても、ライフサイクルコスト縮減のため、効果的な更新手法を検討するとともに、今後の維持管理についても、市民協働や民間活用の導入を含めてより効率的な管理手法の調査・研究を進めます。

#### (2) 安全で快適な道路空間の確保

全ての人々が安全に安心して利用できる道路空間を創出するため、バリアフリー化を推進するとともに、防災と良好な景観形成の観点から、無電柱化による安全で快適な歩行空間の形成に取り組みます。

また、関係機関と連携して通学路や保育園児等の移動経路の点検を行い、危険箇所には交通安全対策を実施するとともに、高齢者向けの交通安全に関する講習会を開催するなど、あらゆる世代に対して安全・安心を確保する取組を進めます。さらに、歩行者の通行量が多い鉄道駅周辺については、歩行者の安全性・回遊性の向上や居心地が良く歩きたくなるまちなかの創出に向けて取り組みます。

#### (3) 道路の排水改善

道路冠水被害の軽減を図るため、道路排水施設等の改良や維持管理を行います。また、集中豪雨による冠水被害の多い道路への道路冠水対策を実施します。

### 3 新名神高速道路の整備促進

災害時の交通網のリスク分散と地域経済・観光産業の活性化に寄与する新名神高速道路の高槻―八幡間の整備促進に取り組みます。

### 4 自転車の利用環境の向上

自転車の利用環境の向上に向けて、自転車通行空間の整備や市立自転車駐車場の適切な管理運営を行うとともに、警察や民間企業・団体等と連携し、自転車に関する交通安全教育、保険加入促進等の啓発活動を行います。

### 主な本市の関連計画

計画名称
橋梁長寿命化修繕計画、総合雨水対策アクションプラン、バリアフリー基本構想、道路特定事業計画、たかつき自転車まちづくり向上計画、たかつき自転車まちづくり実行計画

### 指標と目標値

指標名	現状値	令和12年度目標値
都市計画道路の整備率	66.5% (令和元年度)	75%
自転車関連事故の発生件数	266件 (令和元年)	160件

施策体系番号	1-3
名称	安全で快適な市営バスサービスの提供

### 目標（めざす姿）

持続可能な自動車運送事業運営を行い、多くの市民の通勤、通学、買い物、通院等の移動手段が確保されており、豊かで快適な市民生活を送ることができる魅力あるまちを目指します。

### 現状・課題

市営バスは、市民が日常生活を営む上で重要なインフラとなっており、高齢化が進む中で買い物や通院等のため不可欠な移動手段となっています。こうした公共交通機関としての役割を果たしながら、市の組織として、市のまちづくり政策（子育て支援、福祉施策、観光施策等）と連携して各種事業を進めています。

他方で、市営バスを取り巻く環境は、生産年齢人口の減少などにより厳しい状況下にあり、平成 30（2018）年度決算が赤字になるなど、今後もより一層厳しい経営環境が続くと見込まれています。こうした状況の下、収支均衡のとれた自立経営を徹底して、乗客サービスの維持・向上を図る必要があります。

また、全国的に公営バス事業者が減少傾向にあり、京阪神地区では、現在、4 事業者だけとなっています。バス事業を活用したまちづくりは、本市の特長の一つとなっており、今後も市の行政施策と一体となった事業運営が必要です。

### 施策の方向

#### 1 自立経営の徹底

民間並みの経営効率の実現を目指し、乗車券の IC 化により乗客の利用実態を把握しながら、効率的な路線・ダイヤの見直し等に取り組みます。あわせて、給与水準と生産性・効率性を見直しに取り組みます。

#### 2 安全運行の確保

安全運行の確保のため、乗務員の意識改革を図るための更なる研修の充実や乗客への啓発活動を行います。

#### 3 乗客サービスの向上

情報発信の充実やバス停施設等の環境整備など、お客様満足度の向上や利用促進につながる取組を行います。

#### 4 行政施策との連携

地方公営企業の強みをいかし、市の各種政策（子育て支援、福祉施策、観光施策等）との連携に取り組みます。

### 主な本市の関連計画

計画名称
高槻市営バス経営戦略、都市計画マスタープラン、総合交通戦略、バリアフリー基本構想

### 指標と目標値

指標名	現状値	令和 12 年度目標値
純損益（計画期間の総計）	▲81,130,586 円 （令和元年度）	黒字

施策体系番号	1 - 4
名称	安全・安心な水道水の安定供給

### 目標（めざす姿）

持続可能な水道事業運営を行い、安全・安心な水道水を供給するとともに、災害に強くしなやかな水道を整備することで、将来にわたって市民が安心して水道を利用できるまちを目指します。

### 現状・課題

- 1 本市においては、節水機器の普及等の社会状況の変化により、給水量は平成 4（1992）年度をピークに減少傾向にあります。今後も給水人口の減少は加速していく見通しであり、給水量及び料金収入の減少が続くことが予想されます。この傾向は本市だけでなく全国的にも同様であり、水道事業の経営環境が厳しくなっていることを受け、平成 30（2018）年 12 月には水道事業の経営基盤の強化を目的として水道法が改正されました。
- 2 本市においても水道法の改正を受け、水道施設の更新費用を含めた収支計画を作成しますが、厳しい財政状況になると見込まれることから、適正な料金水準と料金体系について、検討を行う必要があります。また、改正水道法では都道府県に水道基盤強化計画の策定権限が与えられたことから、大阪府を中心に、広域連携について協議が行われています。
- 3 本市では、平成 23（2011）年度に水安全計画を策定し、平成 26（2014）年度には水道 G L P 認証を取得するなど、市民の方が安心して使える安全な水道水を供給してきました。今後も安全な水道水を供給し続けられるよう、的確な見直しを行っていく必要があります。
- 4 本市は平成 30（2018）年度に大阪府北部地震や台風第 21 号の被災を経験し、災害に強い水道事業の必要性がこれまで以上に高まっています。今後増加する老朽化施設の更新や施設の耐震化に努めていくとともに、災害が発生した際の応急対応についても検討を進め、災害に強く、また迅速に復旧できるしなやかな水道の実現に向け、環境整備を行っていく必要があります。

### 施策の方向

### 1 持続可能な水道

水道の使用量が減少することにより料金収入も減少する中、経営基盤の強化を着実に推進し、かつアセットマネジメントの観点から、長期的視野に立った計画的な資産管理に基づいて老朽管の更新等を行うことで、健全経営の維持に取り組みます。

水道の広域連携については、様々な広域連携の形態がある中から、市民にとってのメリットを最優先に、広域化手法の検討を行います。

### 2 安全な水道水の供給

水道G L P認定の水質検査機関として、水道水質検査の精度の向上と信頼性の確保に努め、適切な水質管理を行うことにより、安全で安心して利用できる水道水の供給に努めます。

また、自己水源の確保は、危機管理と経済合理性の双方においてメリットがあることから、老朽化している大冠浄水場の浄水処理工程については、更新を進めていきます。

### 3 災害対策の強化

計画的に基幹管路及び拠点病院等の重要給水施設に至る管路の更新・耐震化を行うとともに、水道施設の停電や浸水リスクの対策にも取り組み、安定した水道水の供給に努めます。

また、災害時に迅速かつ的確な対応が行えるよう、危機管理体制の強化や効果的な災害広報・市民との協働の推進に努めます。

### 主な本市の関連計画

計画名称
水道事業基本計画

### 指標と目標値

指標名	現状値	令和12年度目標値
基幹管路の耐震適合率	53.0% (令和元年度)	70%

施策体系番号	1 - 5
名称	持続可能な下水道の運営

### 目標（めざす姿）

汚水が常に処理されることで、良好な生活環境が維持され、公共用水域の水質も保全されているまちを目指します。また、健全な経営の下、下水道施設の老朽化及び地震対策が進むことで、災害時にも汚水処理ができるまちを目指します。

### 現状・課題

下水道（汚水）整備については、昭和35(1960)年から着実に事業を進めてきた結果、人口普及率は99%を超え、概成を迎えました。下水道管渠の総延長は約1,266kmに及んでおり、今後耐用年数を超える施設が急激に増加するなど、その対策が急務となっています。加えて、集中豪雨による内水氾濫や、南海トラフ巨大地震など、市民生活を脅かすリスクが増大しており、これらの対策も同様に喫緊の課題となっています。

一方、下水道を取り巻く社会情勢は、少子高齢化の進行や節水機器の普及等による使用料収入の減収など、厳しい経営環境が予想されます。

これらを踏まえ、安全・安心で快適なまちづくりの実現に向け、自立した公営企業として持続可能な下水道等事業の経営が求められます。

### 施策の方向

#### 1 経営基盤の強化

下水道施設の老朽化に伴う維持管理費の増加や、人口減少等による下水道使用料の減収など、下水道等事業は今後厳しい財政状況が見込まれますが、下水道は市民生活や事業活動を支えるライフラインとしての役割だけでなく、公衆衛生の確保や公共用水域の水質保全等、極めて重要な役割を担っています。これらを踏まえ、持続可能な下水道等事業の経営を行うため、経費の削減や水洗化率の向上等による収入確保に努め、経営基盤の強化を図ります。

#### 2 下水道施設の老朽化及び地震対策

下水道施設の老朽化対策については、定期点検などにより劣化状況を的確に把握し、発生対応型から予防保全型の維持管理に努めることで、下水道管の閉塞事故や道路陥没などを未然に防ぐとともに、効果的・効率的に改築・更新を実施し、ライフサイクルコストの縮減を図ります。また、地震により下水道の機能が損なわれると、トイレが使用できないことで、衛生環境が悪化し健康被害が生じるなど市民生活に大きな影響を与えるおそれがあります。このような事態を回避し、ライフラインとしての機能を確保するため、下水道施設の耐震化や指定避難所である小中学校等へのマンホールトイレの整備を進めるとともに、下水道BCP（業務継続計画）の継続的な見直しを行い、より実効性の



ある計画へと充実させていきます。

#### 主な本市の関連計画

計画名称
下水道等事業経営計画、下水道総合地震対策計画、下水道ストックマネジメント計画

#### 指標と目標値

指標名	現状値	令和 12 年度目標値
緊急性の高い <sup>かんきよ</sup> 管渠の耐震化率	39.0% (令和元年度)	45%
下水道供用開始区域内の水洗化率	97.9% (令和元年度)	99.1%

## (分野 2) 安全で安心して暮らせるまち

施策体系番号	2-1
名称	災害に強く強靱なまちづくり

### 目標（めざす姿）

自然災害に対して、市民・事業者等と行政が日頃から協力して備えることで、災害に強く強靱なまちを目指します。

### 現状・課題

1 平成 30（2018）年 6 月の大阪府北部地震では大阪府内で観測史上初となる震度 6 弱を記録し、また、同年 9 月の台風第 21 号では最大瞬間風速が 54 メートル/秒を超え、これらの災害に伴う罹災証明書の発行件数はそれぞれ 22,775 件、6,823 件となるなど、本市は甚大な被害を受けました。実際に被災地となったことによる市民の防災に対する意識の変化や、災害対応における課題と教訓を踏まえ、各種対策を講じることで、今後発生が危惧される災害に備えていく必要があります。

特に、災害発生時における行政の対応（公助）には限界があることから、まずは、自助力の強化を図るため、平時からの防災意識の向上や、災害時の情報収集など、市民自らが防災に関する取組を進めていく必要があります。また、共助力の強化を図るため自主防災組織を取り巻く課題を整理し、在り方を見直す必要があります。さらに、災害時の避難所運営に関しては、支援する側と支援を受ける側という構図にならないよう、訓練等を通じて、防災意識向上を図り、市民にも避難所の運営に携わっていただく必要があります。

2 近年、下水道の計画降雨（時間降雨量48ミリ）を大きく上回る集中豪雨等の多発や、都市化の進展に伴う雨水の流出形態の変化などにより、内水氾濫が発生するようになりました。本市でも、平成24（2012）年8月に時間最大降雨量110ミリというこれまで経験したことのない集中豪雨により、床上・床下合わせて約900件という甚大な浸水被害が発生しました。これを受け、本市は「総合雨水対策基本方針」及び「総合雨水対策アクションプラン」を策定し、これまでの計画降雨への雨水対策に加え、浸水リスクの高さや被害の大きさ等を総合的に判断し、地域特性に応じた効果的かつ効率的な超過降雨対策を実施しています。具体的には、浸水多発地区を中心に重点区域を定めて雨水貯留施設等のハード整備を行うとともに、土のうステーションの活用等、自助・共助を支援するソフト対策を組み合わせ、浸水被害の軽減に取り組んでいます。また、浸水被害を最小限に抑えるには、止水板や土のうで浸水を防ぐなど、自ら速やかに行動することも重要であり、市民・事業者等と行政が、水害に対する危機意識を共有し、連携して対策の強化を図る必要があります。

3 全国各地で甚大な被害を及ぼす水害が多発しており、淀川流域においても平成25（2013）年台風第18号において、桂川で堤防を越水し、大きな被害が発生したほか、枚

方水位観測所では氾濫注意水位を超過しました。また、平成30（2018）年7月豪雨では日吉ダムなどで異常洪水時防災操作が実施されるなど、淀川水系においても、計画規模を超える洪水がいつ発生してもおかしくない状況にあります。治水・土砂災害対策については、管理者である国や大阪府において、被害を軽減するための施設整備を行っているものの、これらの整備には莫大な費用と時間が必要となります。本市としては、人命を守ることを最優先とし、ハード整備の推進だけでなく、地域防災力の向上を図るためのソフト対策を総合的、効率的に組み合わせ実施していくことが重要となることから、国や大阪府、地域との連携を図りながら、治水・土砂災害対策に取り組んでいく必要があります。

## 施策の方向

### 1 強靱なまちづくり

大阪府北部地震などを踏まえ、大規模自然災害が発生しても「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」をもった「強靱な地域」をつくりあげる施策を推進していくために策定した国土強靱化地域計画を基本に、防災や減災、迅速な復旧に資する取組を推進することで、持続的な成長・発展を支えるとともに、安全・安心な地域づくりを目指します。

### 2 防災意識の向上

大阪府北部地震等での被災経験を踏まえ、市民による建物等の適正な維持管理や非常備蓄品・持出品の準備、ハザードマップの確認やタイムラインの作成などによる災害リスクの把握、防災情報の理解などを促進し、市民の防災力や防災意識の向上を図ります。

### 3 情報伝達体制の強化

災害時における市民の安全確保や適切な避難行動に向け、防災行政無線からの屋外放送をはじめ、インターネットを用いた情報発信や避難所での情報の掲示など、様々な手段を用いて、情報伝達を行います。また、災害時には、市民自らが情報収集を行い、適切な避難行動をとることができるよう、情報の取得方法等の啓発に努めます。

### 4 地域の自主的な防災活動の充実

地域の自主的な防災活動については、「みんなの安全・安心は地域で守る」という共助により、地域住民が協力して取り組むことで、市民防災の充実を図るため、自主防災組織の平時からの取組や訓練の実施等を支援します。また、地区防災計画の骨格となる女性・高齢者や障がい者などに配慮するとともに、感染症対策を踏まえた避難所運営マニュアルの策定や地区版ハザードマップの作成を促進します。加えて、地域における防災意識の啓発や防災活動の活性化を担う防災指導員を育成し、地域防災力の向上を図ります。

### 5 災害対応力の強化

大阪府北部地震等の災害対応を踏まえ、業務継続計画（BCP）に基づき、災害応急

業務などの非常時優先業務を確実に実施できるよう、図上訓練の実施や各種災害対応マニュアルの充実などを行い、市の災害対応力の強化を図ります。また、災害時における他自治体や防災関係機関等からの応援を適切に活用できるよう受援体制の整備を図るとともに、平時から訓練などを通じて顔の見える関係を構築し連携を図ります。

## 6 避難所の環境整備

ソフト対策として、避難生活者や地域住民に迅速かつ正確な情報を発信できるよう、災害対策本部と避難所との情報の共有・伝達を図るため、タブレット端末を配置するとともに、持続的な避難所運営ができるよう方面隊の体制整備に努めます。また、ハード整備として、断水時のトイレ環境の向上を図るためマンホールトイレの整備を推進することに加え、更なるバリアフリー化の実施や空調の整備など、良好な避難生活を確保するため避難所の環境整備を図ります。さらに、電気自動車や大型蓄電池の導入による停電対策、感染症対策を踏まえた避難所環境の整備に努めます。

## 7 総合雨水対策の推進

### (1) 雨水対策施設の整備

浸水が多発する重点区域において、計画降雨を超える降雨時のピーク流出量を抑えるため、雨水貯留施設や雨水流出抑制施設の整備を行うとともに、民間の開発時における保水機能の保全や雨水対策施設の整備を促進します。

また、計画降雨の雨水整備については、地域の状況等を考慮し、選択と集中を行い、浸水リスクの高い箇所を優先して雨水取口を設置するなど、未整備地区解消に向け取り組むとともに、くぼ地など地形特性等により浸水が多発する地域については、局所的な対策を併せて実施します。

### (2) 自助・共助の取組への支援

水害・土砂災害ハザードマップについて、これまでの出前講座に加え、国や大阪府と連携した説明会を開催するなど更なる啓発に努めます。また、土のうステーションについて積極的な周知、啓発を行い、活用促進を図ります。

## 8 治水・土砂災害対策の推進

治水対策や土砂災害対策については、ハード整備の事業主体である国や大阪府に対し、一層の推進を要望します。また、ソフト対策として、土砂災害特別警戒区域内の住宅の移転、補強支援を行うほか、関係機関や地域と連携し防災訓練等を行うなど、地域防災力の向上を図ります。

## 主な本市の関連計画

計画名称
国土強靱化地域計画、地域防災計画、総合雨水対策アクションプラン

## 指標と目標値

指標名	現状値	令和 12 年度目標値
防災情報に関する SNS の登録者数	24,800 人 (令和 2 年度)	70,000 人
雨水貯留施設の整備箇所数	1 箇所 (令和元年度)	4 箇所
マンホールトイレ整備箇所数	6 箇所 (令和元年度)	59 箇所

施策体系番号	2-2
名称	消防・救急体制の充実

### 目標（めざす姿）

消防・救急体制の強化が図られ、市民が安全・安心に暮らせるまちを目指します。

### 現状・課題

- 1 消防力の確保や充実に向け、消防署所については、防災拠点としての機能を低下させないため、老朽化する消防施設の維持補修や庁舎設備の更新のほか、業務継続計画を踏まえた設備を整備する必要があります。
- 2 消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、住民の安全・安心を確保するため、消防団の装備や施設の充実強化、各種訓練が実施可能な環境を整備する必要があります。
- 3 本市の出火率（人口1万人あたりの出火件数）は、全国平均と比べ低くなっていますが、毎年、火災原因の上位を占める「放火による火災」を予防するため、火災予防の啓発を引き続き推進していく必要があります。
- 4 住宅火災による逃げ遅れを防ぐためには、火災の発生を早期に覚知することが重要となります。住宅防火対策の推進として、条例基準に適合した住宅用火災警報器の更なる設置促進や、設置済みの住宅用火災警報器の適正な維持管理について、自治会訓練等を通じて積極的な広報活動を継続していく必要があります。
- 5 防火対象物及び危険物施設に対する査察については、防火管理・保安体制・消防用設備等設置状況・危険物取扱設備の状況等を検査し、消防法令に適合するよう必要な指導を行います。また、不特定多数の者等が利用する防火対象物に関する重大な消防法令違反が判明した場合には、防火対象物情報とその違反情報を公表し、是正されない場合には、措置命令権を行使するなど、安全の確保に努める必要があります。
- 6 平成30（2018）年の心肺停止傷病者に対するバイスタンダー（救急現場に居合わせた人）による心肺蘇生法実施率は58.4%で、初めて50%を超えました。引き続き、AEDの的確な活用や心肺蘇生法の普及を推進するため、普通救命講習の受講者増加に向けた応急手当の普及啓発活動を行うとともに、常に新しい知識の取得と技能の維持向上に向けて、修了者に定期的な受講を呼びかけ、更なる救命率及び社会復帰率の向上につなげていく必要があります。
- 7 更なる救命率及び社会復帰率の向上を図るため、救急救命士の資格取得や救急救命処置拡大に伴う各種認定救命士の養成のほか、指導救命士による救急救命士の再教育及び救急隊員の教育体制を確立するなど、救急業務全般の質的向上を図る必要があります。
- 8 近年の異常気象により、住宅密集地において大規模火災が発生するおそれがあるほか、南海トラフ巨大地震の発生が危惧されており、大規模災害への対応を検討する必要

があります。

## 施策の方向

### 1 防災拠点機能の強化

老朽化する消防施設の設備について、環境に配慮した高効率な設備に更新するとともに、庁舎の長寿命化を図るため適切な維持補修を実施するほか、業務継続計画を踏まえ、マンホールトイレや受水槽の整備を図ります。

### 2 地域防災力の充実強化

「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」に基づき、消防団員の確保に取り組むとともに、個人装備や各種資機材等の充実、訓練施設の整備等の支援を行います。

### 3 火災発生件数の低減等の推進

市民の防火・防災意識の高揚と火災・震災時の初期対応に関する啓発・普及を推進し、火災発生件数の低減を目指します。また、条例基準に適合した住宅用火災警報器の設置を一層促進するなど、住宅火災による被害の低減を図ります。

### 4 防火管理・保安体制の指導強化と違反是正の推進

防火対象物や危険物施設に対して最新の消防法令改正を踏まえた基準に適合するよう指導を行うとともに、重大な消防法令違反に対して防火対象物情報及びその違反情報を公表するなど、措置命令権を行使し安全の確保に努めます。

### 5 救急業務の高度化の推進

救急救命士の資格取得、救急救命処置拡大に伴う各種認定救命士の養成により、救命率及び心肺停止傷病者の1か月生存率・社会復帰率の向上に努め、指導救命士による救急救命士の再教育及び救急隊員の教育体制を確立し、救急隊員の人的及び質的向上に努めます。

### 6 応急手当の普及啓発の促進

救命率及び大規模災害時における「自助・共助」による救助能力の向上を目指し、応急手当講習等の普及啓発に努め、AEDの的確な活用や心肺蘇生法の普及を推進することで、市民等との協働に更に取り組みます。

### 7 ICT技術を活用した消防力の強化

大規模火災等の災害発生時、被害予測や情報収集等に先進技術を活用し、限られた消防力の効率的な運用を図ります。

## 主な本市の関連計画

計画名称
------

地域防災計画、国土強靱化地域計画

指標と目標値

指標名	現状値	令和 12 年度目標値
1 万人当たりの火災発生件数 (10 年間の平均値)	2.3 件 (令和元年)	2.2 件
住宅用火災警報器の設置率	81% (令和元年)	100%
普通救命講習 I (普及員が行った 普通救命講習 I 含む) の受講者数	12,434 人 (平成 27 年から令和元 年までの累計)	44,000 人 (平成 27 年から令和 12 年までの累計)
認定救急救命士の養成人数	72 人 (令和元年度)	84 人



施策体系番号	2-3
名称	防犯活動の推進と消費者の安全・安心の確保

### 目標（めざす姿）

犯罪などの日常生活におけるリスクに対し、行政（市・警察）と市民、団体などが常日頃から連携することで、犯罪の抑止が図られるとともに、安全な消費生活の確保が図られ、市民が安全に安心して暮らせるまちを目指します。

### 現状・課題

1 本市では、児童の安全・安心の確保や犯罪抑止などのため、全市立小学校 41 校の通学路に 1 校当たり平均 10 台の防犯カメラを設置・運用しています。また、子どもや女性を狙った犯罪を抑止するため、自治会が設置する防犯カメラへの補助に加え、ひたたくり防止カバーや空き巣防犯啓発板の配布など、市民に対する防犯啓発に取り組むとともに、青色防犯パトロールなどの防犯活動を実施し、犯罪の抑止を図ってきました。高槻警察署や高槻警察署管内防犯協議会による防犯活動に加え、本市における各種取組により、本市の刑法犯認知件数は年々減少しています。

しかしながら、子どもへの声かけ事案や女性を狙った犯罪、高齢者等を狙った特殊詐欺などは依然として発生しており、引き続き、高槻警察署や高槻警察署管内防犯協議会等と連携し、防犯活動を展開していく必要があります。

通学時における子どもたちの安全確保に向けて、通学路上の危険箇所については、引き続き関係機関と連携して、改善や対応を行うとともに、周辺環境の整備等の調整を図る必要があります。また、子どもたちの登下校時の見守り活動については、高齢化等により、セーフティボランティアの登録者数が減少傾向にあり、継続的に担い手を確保する必要があります。

2 消費者を取り巻く環境は、グローバル化や情報化の進展等により、多様化・複雑化し、地域や家族のつながりが弱まる中、消費者被害も深刻化しています。また、高齢化が更に進み、消費者トラブルや特殊詐欺の被害に遭いやすい高齢者が増加することに加え、令和 4（2022）年 4 月に成年年齢が 18 歳に引き下げられることから、若年層への消費者被害の拡大も懸念されます。

このような状況にある中、誰もが安全に安心して豊かな消費生活を営むことができる社会を実現するためには、消費者が商品やサービスについて正確で十分な情報を入手することにより、適正な取引がなされ、被害が生じた場合でも救済や再発防止の措置が適切にとられることが重要であることから、様々な機会を捉え、情報提供や啓発活動などを行っていく必要があります。

若年層への消費者教育については、成年年齢の引下げを見据え、関係機関との連携の強化が重要となります。また、高齢者については、本人だけでなく、家族や支援者等に

対して消費者トラブルやその解決につながる情報、特殊詐欺被害の未然防止につながる情報等、包括的な情報発信・啓発などを強化する必要があります。

あわせて、若年層や高齢者だけでなく、様々なライフステージに応じた消費者教育、啓発を推進していくことが重要となります。

## 施策の方向

### 1 防犯活動の推進

積極的な防犯活動の推進を図るため、高槻市・島本町安全なまちづくり推進協議会の下、市民・事業者・警察・高槻警察署管内防犯協議会などと連携し、防犯活動を展開していきます。本市域に影響のある事案が発生した際に、市民の身の安全を確保できるよう、体制を構築し、不測の事態に備えます。

### 2 子どもの見守り活動などの推進

子どもの安全確保や犯罪抑止を図るため、防災行政無線の活用や青色防犯パトロールの実施により、住民に協力を呼びかけるなど、地域での子どもの見守り活動を推進します。

登下校時の安全確保を図るため、通学路については、地震事故の教訓を踏まえ、交通安全、防犯に加え、防災の観点からも、関係機関とともに学校、PTA、地域住民との連携の下、安全確保に取り組みます。加えて、セーフティボランティアの担い手や「こども見守り中」の旗掲示協力家庭の確保を通じ、登下校時の見守り活動を推進することで、子どもを見守り育てる地域づくりに努めます。

### 3 街頭犯罪や女性・子どもを狙った犯罪の抑止

街頭犯罪や女性・子どもを狙った犯罪を抑止するため、警察と連携を図り、既存防犯カメラの適切な管理運用を行い、犯罪抑止に努めるほか、自治会による防犯カメラの設置を支援します。また、ひたたくり防止カバーの配布など防犯啓発を行うことで、街頭犯罪を抑止し、安心して暮らせるまちづくりに努めます。

### 4 特殊詐欺等被害の未然防止

高齢者を狙った特殊詐欺や悪質商法等の被害から市民を守るため、広報誌等を活用した情報提供や警察などと連携した被害防止を呼びかける啓発に取り組みます。

### 5 消費生活相談業務の充実

消費生活相談の複雑化や高度化に対応するため、人材育成等による消費者行政機能の強化に取り組むとともに、関係機関等との連携を図り、高度で専門的な相談への対応力を強化します。

### 6 消費者教育の推進

消費者自身が合理的な意思決定を行い、被害を未然に回避したり、被害に遭った場合に適切に対応する能力を身につけるための消費者教育を推進します。

若年層については、教育現場や関係機関と連携し、若年層を取り巻くトラブルやその

被害防止についての情報発信や啓発活動を実施します。また、消費者トラブルに遭いやすい高齢者については、高齢者本人だけでなく、その家族や支援者への積極的な啓発活動に取り組みます。

#### 主な本市の関連計画

計画名称

#### 指標と目標値

指標名	現状値	令和 12 年度目標値
千人当たりの刑法犯認知件数	6.2 件 (平成 30 年)	4.8 件
消費者啓発事業参加人数	1,918 人 (平成 30 年度)	2,000 人

## (分野3) 子育て・教育の環境が整ったまち

施策体系番号	3-1
名称	就学前児童の教育・保育の充実

### 目標（めざす姿）

次代を担う全ての子どもたちに豊かな育ちと学びが保障されて、子どもたちの笑顔があふれるまちを目指します。

### 現状・課題

1 近年、国全体として少子化が急速に進んでいる中、核家族化の進行や就労形態の多様化など、家庭や地域を取り巻く環境も変化してきており、就学前児童人口は減少傾向にあるものの、利用保留児童（潜在的待機児童）は増加傾向にあり、就学前の教育・保育に対するニーズは多様化してきています。

そのような中、国において、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に向け、平成27（2015）年4月から「子ども・子育て支援新制度」（以下、「新制度」という。）が始まり、認定こども園の普及や地域型保育事業の創設などにより、子育てしやすい環境を整備していく取組が進められています。

2 本市においても、新制度の趣旨の下、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業に総合的・計画的に取り組んでいます。特に、子育て支援を重点施策の一つに位置付け、民間事業者との連携・協力の下、潜在的待機児童の解消に向けて、小規模保育事業所の新設や私立幼稚園の認定こども園への移行促進など、積極的な受入枠の拡大を図っています。また、平成31（2019）年4月には「高槻子ども未来館」を開館し、子育て支援の新たな拠点施設として、病児保育や一時預かり保育など、多様化する保育ニーズへの対応に努めています。さらに、国に先駆けて平成30（2018）年度から5歳児の幼児教育の無償化を実施し、保護者の負担軽減と質の高い教育を受けることができる環境づくりに取り組んできました。

今後、令和2（2020）年度を始期とする「第二次子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保育の量の見込みを的確に把握し、より良い教育・保育環境の整備に取り組んでいく必要があります。

3 保育需要への対応として受け皿拡大を進めるに当たり、民間の力を活用することにより迅速に対応する中で、本市の民間施設と公立施設に通う就学前児童の割合は既に7:3となっています。さらに、新制度開始以降、小規模保育事業や企業主導型保育事業など、新たな種類の事業が開始されたことや、それに伴う新規事業者の参入などの状況から、公的役割として、民間施設における教育・保育の担い手育成に取り組んでいく必要があります。

4 「子ども・子育て支援法」の改正により、令和元（2019）年10月から幼児教育・保育の無償化が実施され、幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育事業所等を利用す

る3歳から5歳までの全ての子どもと、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもに係る利用料が無償となりました。

無償化の実施により、保育ニーズの更なる増加が想定されることから、受入枠の拡大と認可外保育施設等を含めた保育の質の向上に取り組む必要があります。加えて、市民や事業者に対し、丁寧な周知を図るとともに、教育・保育の量的拡大と質の向上とを合わせた更なる施策展開が求められます。

## 施策の方向

### 1 教育・保育の充実

公立保育所・幼稚園は認定こども園へ移行するとともに、3・4・5歳児による異年齢学級保育を実施し、発達に応じた教育環境の更なる充実を図ります。

教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保として、公立と民間との適切な役割分担や連携充実を図るとともに、市全体の教育・保育の質の確保と向上に向けて、民間施設の職員も対象にした研修の充実を図ります。

### 2 教育・保育の環境整備

市全体の受入枠の状況や幼児教育・保育の無償化等による変化を見定めながら、量の見込みを的確に把握し、受け皿の確保に取り組みます。

また、多様な保育ニーズに対応するため、病児保育や一時預かり保育などの取組を進めます。

## 主な本市の関連計画

計画名称
第二次子ども・子育て支援事業計画、教育振興基本計画

## 指標と目標値

指標名	現状値	令和12年度目標値
厚生労働省報告基準の待機児童数	0人 (令和元年度)	0人

施策体系番号	3-2
名称	子ども・子育て支援の充実

### 目標（めざす姿）

全ての子どもの健やかな育ちのため、子育て家庭の不安感や負担感が解消され、安心して子どもを生み、育てられる環境が整ったまちを目指します。

### 現状・課題

1 近年、核家族化の進展、共働き家庭の増加、地域のつながりの希薄化、児童虐待の深刻化など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化している中で、市民ニーズも多様化してきています。

これまで本市では、子育て支援策の充実を重要施策と位置付け、積極的に取り組んできました。その一環として、子ども医療費助成について、所得制限の撤廃と対象年齢の引上げにより、制度拡充を図り、子育てに係る負担軽減に努めています。また、新たな子育て支援拠点として平成 31（2019）年 4 月に開館した「高槻子ども未来館」に、子どもに特化した「子ども保健センター」を新たに設置し、乳幼児健診や教室等、母子保健サービスの提供体制の充実に取り組んできたところです。

現在、平成 27（2015）年度を始期とする「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、放課後児童健全育成事業（学童保育）や子育て支援センター、つどいの広場などの地域子育て支援拠点事業など、地域子ども・子育て支援事業に取り組んでいますが、市民ニーズを踏まえ、適切にサービス提供を行う体制を構築し、安心感を持って子育てができるよう、総合的な子育て支援施策を推進する必要があります。

2 学童保育については、就学児童数の減少が見込まれる一方、利用希望者は増加傾向にあり、中心市街地など一部地域で生じる待機児童の解消のため、民間学童保育室の更なる設置促進などに取り組むとともに、小学校 4 年生以上の高学年児童の受入れについて検討する必要があります。また、国の「新・放課後子ども総合プラン」の趣旨を踏まえ、本市の実情に合った学童保育と放課後子ども教室との連携の在り方など、放課後の子どもの居場所について検討する必要があります。

3 母子保健の分野では、平成 28（2016）年度から「子育て世代包括支援センター事業」を開始し、先進的に取り組んできましたが、経済困窮、DVなどの複合的な課題を抱える特定妊婦が社会問題となっており、医療機関や福祉部門等との連携に加え、妊娠期から出産・子育て期まで切れ目のない支援が重要になっています。また、育児の孤立化が全国的な課題となる中、本市では妊産婦の育児に係る悩み事に支援員が相談に応じる産前・産後ママサポート事業を実施していますが、加えて「産後うつ」等へのメンタルヘルス対策として産後ケアの重要性が高まっています。

4 児童虐待への対応については、児童家庭相談件数の増加や、多様化、複雑化する相談

内容に対して、職員の資質向上や必要な体制の充実を図るとともに、関係機関や自治体間の連携をより一層強化する必要があります。特に、児童虐待通告に対しては、安全確認を含めた迅速な対応に加え、早期発見、早期対応に取り組む必要があります。また、地域社会全体での児童虐待防止を推進するため、更なる周知に取り組むことが必要です。

- 5 発達に課題のある児童に対する療育の質を確保するため、サービス提供事業所への研修等を実施するとともに、関係機関との連携による切れ目のない支援体制を構築していく必要があります。さらに、医療的ケア児に対する支援や相談体制の整備を図る必要があります。

## 施策の方向

### 1 子ども・子育て支援の推進

地域子ども・子育て支援事業については、民間を活用した学童保育の受入れ枠の拡大を図るなど、市民ニーズを踏まえた各種事業の提供体制の構築に努めるとともに、地域の核となる子育て支援拠点施設のネットワーク強化を図るなど、地域全体の子育て力の向上に取り組み、子ども・子育て支援を総合的に推進します。

### 2 母子保健サービスの充実

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うとともに、地域における子育て支援の充実を図るため、地域の関係団体や地域子育て支援拠点等とのネットワークを強化し、多機関・多職種による支援の充実に努めます。

### 3 児童虐待防止への取組の強化

要保護児童等への適切な支援を図るため、児童虐待等防止連絡会議に参画する関係機関等との連携により、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応に取り組めます。

### 4 障がい児支援の充実

保健、福祉、医療等の関係機関において、発達に課題のある児童の早期発見に努め、必要な支援を早期に開始するとともに、更なる連携強化に取り組む、切れ目のない一貫した支援を行います。

## 主な本市の関連計画

計画名称
第二次子ども・子育て支援事業計画、第1期障がい児福祉計画、障がい者基本計画

## 指標と目標値

指標名	現状値	令和 12 年度目標値
地域子育て支援拠点事業の 延べ利用人数	125,274 人 (令和元年度)	152,000 人



施策体系番号	3-3
名称	学校教育の充実

### 目標（めざす姿）

子どもがこれからの時代をたくましく生きていくために必要な力を、確実に育む学校教育の実現を目指します。

### 現状・課題

1 平成 29（2017）年 3 月に改訂された学習指導要領では、子どもたちの知・徳・体にわたる「生きる力」を育むため、全ての教科等について、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で再整理され、また、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進していくことなどが示されました。

本市においても、「社会を生き抜く力」や「未来を切り拓く力」など、社会の形成に参画するための力（社会参画力）を育むという理念の下、学校教育を展開してきました。

近年、子どもの学力は、国内外の学力調査の結果を踏まえ、「改善傾向にある」と分析されています。

本市における全国学力・学習状況調査の結果は、大阪府や全国の値を上回る状況となっています。しかしながら、本市における家庭での学習時間は全国平均値を下回っており、自学自習力等を含めた学習習慣の確立が課題となっています。

このような状況の中、子どもたちが学ぶ意義を見出しながら、前向きに学ぼうとするために必要なものとして、自己有用感や意欲、忍耐力といった、いわゆる「非認知的能力」の涵養が今後ますます重要となっており、「人の役に立ちたい」「失敗を恐れず挑戦する」といった「前向きさ」を、学校教育でいかに育むことができるか研究・実践していくことが求められます。

また、充実した生活を送るために必要な「健全な心身」を培うため、今後も引き続き、「体力向上や運動習慣の定着につながる体育活動」「生活習慣の定着を実現するための食育・健康教育」「子どもたち自身の危機回避能力育成や安全に対する意識の向上につながる安全教育」の充実を図っていく必要があります。

一方で、様々な教育課題が山積する中、市民から見た「高槻の教育」への信頼を確実に獲得できるよう、地域と連携した学校づくりを念頭に置いた、校長のマネジメント力による「効果のある学校経営」が求められており、今後も地域の特色や地域人材をいかに活用できるかが重要です。

また、近年、増加傾向にある不登校児童生徒への対応及び、人間関係が原因となって表出する問題行動等の解決については、家庭・地域・関係機関等と連携し、個々の児

児童生徒に応じたきめ細かな支援や、徹底した児童生徒理解をもとにした生徒指導を継続していくことが求められます。

- 2 小学校から中学校への進学における、新しい環境での学習や生活へ移行する段階での、不登校等の生徒指導上の諸問題につながっていく事態等（いわゆる中1ギャップ）の課題に対応するため、小学校から中学校への接続を円滑化する必要があります。

こうした中、小中学校がともに義務教育の一環を形成する学校として学習指導や生徒指導において互いに協力するという観点から、双方の教職員が義務教育9年間の全体像を把握し、系統性や連続性に配慮した教育に取り組む自治体や学校が増え、各地域の実情に応じた小中一貫教育の取組が深まっています。

これらを踏まえて、子どもの発達に応じた教育の充実に向けて、小学校から中学校までの9年間の義務教育を一貫して行う「義務教育学校」の設置に関する改正学校教育法が成立しました。

本市においても、小中学校が協働し、中学校区で9年間の一貫した学習指導に取り組む連携型小中一貫教育を全校で実施しており、引き続き、小中一貫教育の更なる推進が求められています。

- 3 本市の学校施設については、昭和40年代後半から50年代にかけての人口急増期にその多くが建設されたため、近年、改築時期を迎えています。

国は、自治体が40年程度で改築している現状を改善し、中長期的な財政負担の軽減と平準化を図り、老朽化施設の再生により70～80年程使えるようにする長寿命化への転換を進めています。また、最近の各地の自然災害による甚大な被害や、本市における平成30（2018）年の大阪府北部地震、台風第21号の経験を踏まえ、安全対策を併せた教育環境の整備が必要とされています。

今後、厳しい財政状況の下、改善を要する学校施設の整備需要の増加が想定される中で、真に必要な性の高い施設から順次整備を行っていくことが重要です。本市においては、全体の約8割を占める建築後40年以上の施設に対し、効果的・効率的な老朽化対策が急務となっています。

児童生徒の数は、地域差はあるものの全体としては減少傾向にあることから、最も効率的な手法で、児童生徒に安全で快適な教育環境を提供していく必要があります。

## 施策の方向

### 1 校長のリーダーシップによる学校経営

児童生徒の課題を的確に捉えた上で、校長がリーダーシップを発揮しながら、カリキュラム、日々の教育活動、学校の資源が一体的にマネジメントされ、教職員や学校内の多様な人材が、それぞれの専門性をいかして能力を発揮するとともに、地域と連携し、児童生徒の確かな成長を実現する学校経営を行います。

### 2 きめ細かな学習指導の充実

全ての児童生徒の確かな学力の育成を目指した教育活動を実施するため、教員の資質向上や働き方改革、教育環境の整備を念頭に置き、実効力のある施策を工夫・展開します。

### 3 学びに向かう力の育成の充実

子どもの自学自習力や、学ぶ意欲・生きる力を育成するために、自己有用感や意欲、忍耐力といった、いわゆる「非認知的能力」の涵養について研究を進めます。

### 4 ICT機器を活用した教育の充実

ICT機器の効果的な活用の研究を更に進め、先進技術を取り入れた教育の在り方について研究・推進することで、これからの時代を生き抜くために必要な子どもの情報活用能力や論理的思考力の育成につなげます。

### 5 生徒指導上の課題解決に向けた取組の推進

いじめ・不登校・問題行動等の生徒指導上の課題解決に向け、各学校における取組を充実します。また、家庭・地域・関係機関等との連携・協働を推進します。

### 6 豊かな心を育む教育の充実

子ども一人ひとりが、人としてより良く生きることの意味や自らの生き方、自分や周りの人を大事にする心情を育てていくための道徳教育や人権教育等について、更なる研究と実践を進めます。

### 7 児童生徒の体力や運動能力向上と健康の保持・増進のための取組の推進

充実した生活を送るために必要な「健全な心身」を培うため、体力向上や運動習慣の定着、健康増進につながる取組の研究と実践を進めます。

### 8 実践的な安全教育・防災教育の充実

子どもの安全に対する意識の向上や危機回避能力育成、学校や通学路等での安全を確保するための体制強化など、安全教育・防災教育を充実させるため、保護者・地域と連携した取組を進めます。

### 9 小中一貫教育の推進

中学校区における小中一貫教育を展開するとともに、教育計画を校区ごとに策定することで、校区の特色をいかし、地域に根差した教育の推進を図ります。また、より教育的効果が期待される「施設一体型小中一貫校」の設置についても検討を行います。

### 10 学校施設の改築と長寿命化の推進

本市は改築時期を迎える学校施設を多く保有しているため、老朽化対策を講じることが可能な場合は長寿命化を図って改築時期の集中を避け、改築等を計画的に行います。

## 主な本市の関連計画

計画名称
教育振興基本計画

## 指標と目標値

指標名	現状値	令和12年度目標値
地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがある小中学生の割合	小 15.3% 中 8.5% (令和元年度)	小 20.0% 中 15.0%
人の役に立つ人間になりたいと思う小中学生の割合	小 70.2% 中 65.8% (令和元年度)	小 75.0% 中 75.0%
難しいことにも失敗を恐れなくて挑戦していると回答した小中学生の割合	小 37.3% 中 30.3% (令和元年度)	小 40.0% 中 35.0%
学力調査の全国の平均正答率との比較	小 100.7 中 105.7 (令和元年度)	小 105.0 中 106.0
体力調査の全国平均値との比較	小 97.8 中 96.3 (令和元年度)	小 105.0 中 105.0
不登校児童・生徒の千人率	小 6.9 中 24.0 (令和元年度)	小 4.0 中 23.2

施策体系番号	3 - 4
名称	社会教育・青少年育成の充実

### 目標（めざす姿）

市民が互いに学び、気づき、学習した成果が、人を思いやり郷土を愛する心を育み、地域課題の解決や地域の活性化へ結びつくまちを目指します。

また、次代の担い手となる青少年が、人と関わり、自ら課題を見つけ、主体的に考え取り組む力をもって、地域社会に積極的に参加・参画するまちを目指します。

### 現状・課題

近年、価値観の多様化や少子高齢化の進行、就労形態の変化、さらには情報化の進展によって、社会への帰属意識や連帯感が低下し人々のつながりが希薄化する中で、地域の絆の再構築や自助・共助の地域力の強化が強く求められており、教育の役割として、住みよい社会を形成するための社会参画力が育まれた成熟した人間につながる、社会的に自立した子どもを育てることが必要です。

そのため、家庭や地域を構成し、自らも地域づくりの主体となる大人を育むため、様々な課題に気づき、解決へ向けて連携、協力する市民の輪を広げていく視点をもって、以下の取組を進めています。

- (1) 子どもを見守り育む地域教育力の向上
- (2) 次代を担う青少年健全育成の推進
- (3) 豊かな人間性を育む読書活動を振興
- (4) 地域社会に開かれた公民館を拠点に市民の自主活動を育成・支援

こうした取組には、市民との協働が必要です。目的を共有し、安定性と継続性をもって人づくりと地域づくりを進めることが求められています。また社会教育施設は、こうした取組の活動拠点であり、適切に管理運営していく必要があります。

### 施策の方向

#### 1 子どもを見守り育む地域教育力の向上

- (1) 社会教育関係団体との連携の下、団体の自主的活動を支援するとともに、子育て・安全等について理解を深める各学校園PTA主催の家庭教育学習会を支援するなど、様々な学習機会を通じて、家庭の教育力向上を図ります。
- (2) 総合的な地域の教育力向上を図るため、学校・家庭・地域が協働する全18中学校区の地域教育協議会等のネットワークを活用し、子どもを育てる地域づくりを推進します。また、地域の参画を得て、異世代・異年齢との交流や多様な体験活動を通じて生きる力を育む、放課後子ども教室を推進します。

#### 2 次代を担う青少年健全育成の推進

- (1) 青少年の活動・発表・活躍の場や機会を提供し、多様な体験を通して自ら考え主体的に行動する青少年を育み、社会への参加・参画を推進します。
- (2) 青少年の非行の未然防止や個別事案への適切な対応を支援するため、関係機関・関係団体と連携し、健全育成のための環境づくりを推進します。
- (3) 本市の豊かな自然を大切に守り育み、共生することの重要性について学ぶことができる取組を推進します。

### 3 豊かな人間性を育む読書活動の振興

- (1) バランスのとれた選書を基本に、読書に関連する展示や講座を充実し、利用者とのコミュニケーションを大切にするとともに、ICT機器を活用した図書館サービスを展開します。
- (2) 子どもが読書に親しむ習慣を育むため、児童書の充実や読み聞かせボランティア支援を行い、読書を通じて豊かな人間性の形成を図ります。
- (3) 市立図書館の蔵書の情報にインターネット等でアクセスできるとともに、身近な公共施設で気軽に読書を楽しめるように取り組みます。

### 4 地域社会に開かれた公民館を拠点とした市民の自主的活動の育成・支援

- (1) 地域の活性化に向け、市立公民館が連携して絆づくりと人材育成、多世代交流のための講座や、活動成果発表の場として公民館フェスタなどを開催します。
- (2) 市民と協力しながら、様々な現代的課題の解決や生活文化の向上に向けて、多様なニーズに応える学習や活動を支援します。
- (3) 地域の学習、福祉、防災などの拠点施設として市民がより快適に利用できるよう、施設・設備を計画的に改修していきます。
- (4) 市民に対面サービスを行っている身近な公共施設として、公民館の多角的な活用を図ります。

## 主な本市の関連計画

計画名称
教育振興基本計画、青少年育成計画

## 指標と目標値

指標名	現状値	令和12年度目標値
地域教育協議会による地域活性化事業の参加者数	30,835人 (令和元年度)	32,000人
市内の社会教育施設（文化財関係を除く）の利用者数	191.3万人 (令和元年度)	193.2万人

地域行事に参加している小中学生の割合	小 56.9% 中 40.2% (令和元年度)	小 60.0% 中 45.0%
市立図書館の資料貸出数	3,121,606 冊・点 (令和元年度)	3,150,000 冊・点

## (分野 4) 健やかに暮らし、ともに支え合うまち

施策体系番号	4-1
名称	市民の健康の確保

### 目標（めざす姿）

全ての市民が健やかで心豊かに安心して生活できるまちを目指します。

### 現状・課題

1 日本人の平均寿命は、生活水準の向上や医療技術の進歩などにより急速に伸び、我が国は、世界有数の長寿国となっています。その一方で、食生活・運動などの生活習慣を起因とする悪性新生物（がん）や循環器疾患等の生活習慣病が増えるとともに、疾病や加齢に伴い、認知症や寝たきり等の要介護状態となる人が増加するなど、急速な高齢化の進展は深刻な社会問題となっています。

また、単身世帯の増加などの家族形態の変化、就労形態や生活時間の多様化等を背景として、若い世代を中心に、健康や「食」に対する意識の変化、生活習慣の乱れが見られ、健康づくりや食育における課題として指摘されるようになりました。

本市においてもがんや循環器疾患、糖尿病等の生活習慣病の発症予防・重症化予防に向け、改善すべき課題が他の自治体と同様に存在しています。

2 地域医療については、大阪府では将来のあるべき医療体制の構築に向けて、平成 28（2016）年に大阪府地域医療構想が策定され、平成 30（2018）年には第 7 次大阪府医療計画が策定されました。

本市においては、令和 7（2025）年には 75 歳以上の後期高齢者人口が 6 万人を超えると予想されています。特に、在宅医療等の需要については、大阪府医療計画において平成 25（2013）年と比較して 1.8 倍に増加すると推計され、今後、自宅等で最期を迎える方が多くなると見込まれています。

本市には身近な「かかりつけ医」となる医科・歯科診療所が数多く所在するとともに、「かかりつけ医」を支援する地域医療支援病院や、高度医療を担う特定機能病院である大阪医科大学病院が所在するなど、日常的な健康管理から高度医療まで切れ目のない医療が提供されています。

さらに、救急医療についても、入院を要しない軽症患者に対応する初期救急医療機関、入院や手術を要する患者に対応する二次救急医療機関、重篤な患者に対応する三次救急医療機関が所在するなど、地域医療の体制が充実しています。

このような環境の下、救急医療から在宅医療まで、患者の状態に応じた適切な医療を効果的かつ効率的に提供する体制を整備するとともに、病院・病床機能の役割分担や、医療機関や介護事業者間での連携の強化を通じて、切れ目のない在宅医療及び介護の提供体制の構築が求められています。



一方、救急医療については、初期救急医療機関である高槻島本夜間休日応急診療所の施設の耐震性・狭隘性が課題であるとともに、三次救急医療機関である大阪府三島救命救急センターの持続可能な経営が課題となっています。

- 3 食品衛生については、国内においてカンピロバクターやノロウイルスによる食中毒が多く発生し、重症化するリスクの高い腸管出血性大腸菌による食中毒も発生していることから、監視指導や講習会等を通じて、飲食に起因する健康被害の発生を未然に防止する必要があります。
- 4 感染症については、医療機関と連携し、診療体制を整えるとともに、感染拡大防止に向け、迅速かつ的確に対応する必要があります。新興感染症（新型コロナウイルス感染症、新型インフルエンザなど）の発生時には、国・大阪府と連携し、早期収束及び医療体制の確保に取り組むとともに、社会経済活動を維持しながら、感染拡大防止に取り組む必要があります。
- 5 精神疾患については、入院治療中心から、可能な限り地域で療養生活ができるよう、医療、福祉など関係機関との連携を更に深めるとともに、相談しやすい環境の整備を進める必要があります。
- 6 難病については、令和元（2019）年7月に指定難病の対象となる疾病数が333に増加し、今後市民の難病に対する理解の促進を図る必要があります。
- 7 自殺者数は減少傾向であるものの、若年層の減少率は小さく、依然として深刻な状況が続いており、引き続き、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向けた取組が求められています。
- 8 受動喫煙については、平成30（2018）年7月の健康増進法改正、平成31（2019）年3月の大阪府受動喫煙防止条例の制定により、多数の者が利用する施設の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙が禁止されることから、適切に対応することが求められます。

また、喫煙者の減少に向け、引き続き、禁煙相談や未成年者の喫煙防止対策などの取組が必要です。

## 施策の方向

### 1 健康づくりの推進

健康づくりの主体は「市民」であり、市民一人ひとりが、最善の健康行動を選択することができる能力である「ヘルスリテラシー」の向上を図ることと、市民の主体的な健康づくりとそれらを支援する環境づくりを行う「ヘルスプロモーション」の考え方に基づく健康づくりを推進します。

### 2 地域における効率的かつ効果的な医療供給体制の確保

第7次大阪府医療計画に基づき、本市の実情に即した医療供給体制の構築を大阪府と連携して進めていきます。

### 3 切れ目のない在宅医療及び介護の提供体制の構築

医療と介護サービスを受けながら地域で生活する市民が増えることから、在宅医療・介護を支える多職種連携により、切れ目のない在宅医療及び介護を提供できる体制を構築し、地域包括ケアシステムの充実に努めます。

### 4 救急医療体制の確保

高槻島本夜間休日応急診療所については、令和5年の弁天駐車場敷地への移転に向け、関係機関と検討を進めていくとともに、大阪府三島救命救急センターについては、令和4年の大阪医科大学病院への移転を目途に、関係機関との協議を進めます。また、二次救急医療機関である病院に対して助成を行い、安定した救急医療体制を確保します。

### 5 食の安全の推進

食品の安全性を確保するため、「食品衛生監視指導計画」に基づき、食品関係事業者への適切な指導を行います。また、食中毒予防街頭キャンペーン並びに市民及び食品関係事業者を対象とした講習会の実施により、食中毒予防に関する情報提供を積極的に行い、食中毒の発生防止に努めます。

### 6 感染症対策の推進

感染症については、国や大阪府、医療機関と協力して平時から診療体制を整えるとともに、市民に適宜適切な情報を伝達します。さらに、新興感染症の感染拡大等、健康危機発生時においては、関係機関とも連携しながら、更なる感染拡大を防ぐとともに、迅速かつ的確な保健予防活動を継続的に実施する体制を構築し、安全・安心な市民生活を守ります。

### 7 精神疾患患者が充実した在宅療養を継続できる体制の構築

医療機関を始めとする関係機関と連携し、医療を必要としている方を医療につなぐとともに、地域で治療が継続でき、療養生活を送れるような体制を構築していきます。

### 8 難病患者が安心して在宅療養を継続できる体制の整備

医療機関を始めとする関係機関と連携しながら、難病患者及び家族が安心して在宅療養を継続できるための体制づくりを進めます。

### 9 自殺対策の推進

自殺は精神保健上の問題だけでなく、様々な要因が複雑に関連して生じています。誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、行政、地域、関係機関・団体と連携しながら、地域における人材育成など、自殺対策計画に基づく取組を推進します。

### 10 受動喫煙対策の推進

望まない受動喫煙を防止し、市民の健康増進を図るため、法や大阪府条例に適切に対応し、行政機関等の第1種施設や飲食店等の第2種施設の受動喫煙対策を進めます。

また、引き続き、喫煙者の減少に向けた取組を行います。

## 主な本市の関連計画

計画名称
第3次・健康たかつき 21、自殺対策計画

指標と目標値

指標名	現状値	令和 12 年度目標値
健康寿命	男性 【健康寿命】 81.2 年 【平均寿命】 82.4 年 女性 【健康寿命】 85.3 年 【平均寿命】 88.0 年 (平成 29 年)	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加

施策体系番号	4-2
名称	地域福祉の充実と生活困窮者への支援

### 目標（めざす姿）

全ての市民が、夢を育み、安心して暮らせるまちを目指します。

### 現状・課題

1 少子高齢化の進行等に伴い、地域福祉に対するニーズが高まる中で、国においては、地域共生社会の実現に向けた社会福祉法の改正、地域包括ケアシステムの強化に向けた介護保険法の改正がされるなど、地域福祉の推進がますます重要となっています。

平成30（2018）年4月に施行された改正社会福祉法では、市町村は地域共生社会の実現に向け、包括的な支援体制の整備に努めることが規定されました。制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代と分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現に向け、地域住民と行政等との協働による包括的な支援体制の整備等に取り組む必要があります。地域共生社会の理念は地域福祉推進の目的と相通ずることから、地域福祉の一層の推進が求められています。

現在、本市では急速な少子高齢化が進んでおり、令和2（2020）年3月31日時点の本市の高齢化率は全国平均を上回る29.2%となっています。ひとり暮らし世帯や核家族世帯が増加し、地域では高齢者等の孤立死、子育て家庭の孤立、ひきこもり、虐待、生活困窮などの様々な生活上の課題への対応や、災害時における円滑な要援護者支援が求められています。

こうした状況の中、本市では高槻市社会福祉協議会とともに策定した「地域福祉計画・地域福祉活動計画」に基づき、地域住民、関係団体等との連携・協力の下、災害時における共助の取組や地域の居場所づくり、コミュニティソーシャルワーカーの配置、地域福祉を支える人材づくりなど各事業の推進に取り組んでいます。

包括的な支援体制の整備に向けて、引き続き地域福祉の推進を図るとともに、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し、地域で相談を包括的に受け止める体制の整備、各種相談支援機関等の多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築等を進める必要があります。

2 生活困窮者の支援については、非正規雇用や、地縁・血縁関係の希薄化等を背景とした生活困窮に至るリスクの高い層の増加等を踏まえ、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図ることを目的とする「生活困窮者自立支援法」が施行され、従来の分野別に構築された福祉サービス等を横断的に活用して、一人ひとりの状況に応じた支援プランの

作成や伴走型の支援を行う自立相談支援事業等を実施することが定められています。

生活困窮者の支援に当たっては、行政の施策のみではなく、民生委員児童委員や自治会、近隣住民、ボランティア等による支援や助け合いを活用することが重要となるため、地域福祉の推進役である社会福祉協議会等の関係機関と連携を図りながら、生活困窮者の把握や支援のネットワークを構築していくことが求められています。

## 施策の方向

### 1 地域福祉の推進

コミュニティソーシャルワーカーが中心となり、地域住民、関係団体等との連携・協力の下、地域における包括的な相談支援体制の整備を進めるとともに、地域福祉を支える人材づくりやボランティア活動の推進等に取り組むなど、地域福祉の推進を図ります。

### 2 災害時要援護者支援体制の整備

災害時に要援護者の支援を円滑に行うことができるよう、民生委員児童委員や地区福祉委員会、地区コミュニティ等の地域の団体との連携・協力の下、地域における要援護者支援体制の整備を図ります。

### 3 生活困窮者自立支援法に基づく横断的な支援体制の構築

自立相談支援事業を中心として、関係機関との連携を強化し、生活困窮者の的確な把握と、地域社会資源等も活用した利用者の課題解決を図ります。

また、相談支援や就労支援、多重債務の解消を含めた家計改善支援など複合的な課題に対してワンストップ支援を実施します。

## 主な本市の関連計画

計画名称
地域福祉計画・地域福祉活動計画

施策体系番号	4-3
名称	高齢者福祉の充実

### 目標（めざす姿）

高齢者が、いつまでも健康で、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けることができるまちを目指します。

### 現状・課題

本市の高齢化率は、近隣他市より高い状況であり、また、65歳以上の高齢者人口に占める75歳以上の後期高齢者の割合が50%を超える状況となっています。

さらに、将来推計においても、今後、高齢者人口の急速な増加が見込まれることから、医療・介護ニーズが急速に高まり、支援が必要な高齢者やひとり暮らし、夫婦のみの高齢者世帯や認知症高齢者の増加などが予測されています。

このような状況の中でも、本市の介護保険については、これまで、府内においては要介護等認定率が比較的低く、低額の介護保険料を維持してきました。しかし、今後、更に後期高齢者が増加し、要介護等認定率の上昇が想定されることから、より一層、安定的に介護保険事業を運営し、サービスを提供していくことが求められます。

また、これまでサービスや支援を受ける対象として認識されてきた高齢者は、社会の支え手として活躍することが期待されており、就労や地域活動等への一層の参加が期待されています。

高齢者がいつまでも健やかにいきいきと暮らすためには、社会とつながりを持ち、活動的に生活できる環境が必要であるため、高齢者の生きがい活動や社会参加への支援を行う必要があります。

### 施策の方向

#### 1 効果的な介護予防の推進

高齢者が参加しやすい活動の場を展開し、人と人とのつながりを通じて活動の場が継続的に拡大していくために効果的な介護予防の取組を推進します。

#### 2 介護予防の更なる普及啓発

介護予防は、取り組む年齢が早いほど、その効果が見込まれることから、特に前期高齢者層への生活習慣病対策とフレイル対策の積極的な普及啓発により、介護予防活動への参加を促すことで、健康寿命の延伸に努め、高齢者の健康増進と介護保険事業の安定した運営につなげます。

#### 3 高齢者の社会参加の推進

関係機関や介護サービス事業者、地域の活動団体等と連携し高齢者の就労や地域活動等への参加を推進し、高齢者が活躍する社会の実現に向けて取り組みます。

#### 4 認知症施策の推進

「認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる社会」の実現を目指します。認知症地域支援推進員を中心に、医療機関、介護サービス事業所や民生委員児童委員、地区福祉委員、認知症サポーターなどの各支援機関などの支援ネットワークを構築します。

#### 主な本市の関連計画

計画名称
高齢者福祉計画・介護保険事業計画

#### 指標と目標値

指標名	現状値	令和 12 年度目標値
健幸パスポート発行者割合	6.6% (平成 30 年度)	10%
認知症サポーター養成数	23,578 人 (平成 30 年度)	40,000 人

施策体系番号	4-4
名称	障がい者福祉の充実

### 目標（めざす姿）

障がい者の主体性が尊重され、差別や偏見がなく、障がい者が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるまちを目指します。

### 現状・課題

1 本市においては、高齢化の進行により、障がい者手帳の所持者数が増加し、また、障がい者の介護を担う家族などの高齢化に伴い、今後も障がい福祉サービスの利用者は、増加していくと予測されます。

このような状況の中、障がい者が地域において、いきいきと自分らしく暮らせることは、障害者基本法に規定される「尊厳にふさわしい生活を保障される権利」であり、国が提唱する「地域共生社会」の理念であることから、障がい者が自ら住みたいと思う場所で、自らが望む生活を送ることができる社会の実現に向け、取組が求められています。

2 障がい者の福祉ニーズに対応するためには、障がい福祉サービスを提供する事業所等の社会資源の整備・充実を図る必要があります。特に、グループホームについては、地域生活の継続や地域移行のために、引き続き整備を促進する必要があります。また、これらのサービス提供体制を確保するためには、サービス提供を担う人材の確保・育成が必要なことから、重度重複の障がいや医療的ケア、強度行動障がい等、多様な福祉ニーズに対応できる専門的人材の確保や育成が必要です。

3 障がい者の地域での生活には、障がい特性や一人ひとりの意欲、適性、能力等に応じて、身近に活動することや働くことができる場が必要です。

そのため、より多くの障がい者の就労や就労継続に向け、障がい特性等に応じた働き方の開発や普及、処遇の改善を図ることの重要性について、企業等の理解を深める必要があります。また、就労等による経済的な自立を目指す方への支援として、障害者優先調達推進法に基づく取組など、工賃向上に資する取組をより一層進めていく必要があります。

4 平成 28（2016）年 4 月には、行政機関や事業者等に対し、障がい者への「不当な差別的取扱い」を禁止し「合理的配慮の提供」を求める障害者差別解消法が施行されました。これにより、市民一人ひとりの障がいに関する正しい知識の習得や理解が深まり、障がい者との対話による相互理解が促進されることが期待されています。また、障害者虐待防止法に基づく障がい者虐待の未然防止及び早期発見・早期対応や、成年後見制度の活用など、障がい者の権利擁護の取組を適切に実施することが求められています。

### 施策の方向



### 1 障がい者の地域移行の推進、地域生活の支援

障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、入所施設や精神科病院からの地域移行を進めるため、グループホームなど居住支援のための機能を整備するとともに、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築する「高槻障がい福祉サポートネットワーク」（地域生活支援拠点等）の充実に努めます。

### 2 障がい福祉サービスの提供体制の充実

障がい者が地域生活を営む上での受け皿となる、障がい福祉サービス等の社会資源の更なる充実を目指します。また、サービス提供を担う人材の確保・育成を図るほか、福祉ニーズの多様化に伴い、重度重複の障がいや医療的ケア、強度行動障がい等にも対応できる専門的人材の育成に努めます。

### 3 障がい者の経済的自立に向けた取組の推進

障がい者の経済的な自立に向け、障害者優先調達推進法に基づく取組の推進など、工賃向上に資する取組をより一層進めます。

### 4 障がい理解に向けた取組の推進

広く市民に対して、障害者差別解消法の趣旨や障がい理解の普及啓発を実施し、障がいのある人もない人も地域社会を構成する一員として互いに尊重し、支えあうまちづくりを推進します。また、障害者虐待防止法に基づく障がい者虐待の未然防止及び早期発見・早期対応など、障がい者の権利擁護の取組を進めます。

## 主な本市の関連計画

計画名称
障がい者基本計画、障がい福祉計画

## (分野 5) 魅力にあふれ、にぎわいと活力のあるまち

施策体系番号	5-1
名称	まちの魅力をいかしたにぎわいづくり

### 目標（めざす姿）

まちの魅力に市民が愛着や誇りをもち、地域ブランドが醸成され、国内外から多くの来訪者が訪れるまちを目指します。

### 現状・課題

1 本市は、大阪と京都の中間に位置するという交通至便な立地条件にあり、北部には美しい山並みの北摂連山、南には淀川が流れ、市域全域に多様な観光資源が点在しています。四季折々の風情が楽しめる「名勝・摂津峡」を始めとした豊かな自然資源、安満遺跡、今城塚古墳など古代ロマンを抱かせる歴史資源のほか、三好長慶や高山右近など歴史上の人物に関わる資源、富田寺内町や西国街道などのまちなみ、農業や林業、工場、商店街などの産業関係の資源、さらには恒例行事となった高槻ジャズストリートやこいのぼりフェスタ 1000、高槻アート博覧会といった誘客イベントなど、様々な魅力資源を有しています。

観光を取り巻く環境はここ数年で大きく変化し、個人旅行の増加や着地型観光への注目、外国人観光客の急増、SNSなどを活用したプロモーションの多様化などが進展しました。本市においても、特急「はるか」や「サンダーバード」がJR高槻駅に停車するようになったことを始め、新名神高速道路の高槻―神戸間が開通するなど、交通アクセスの充実が図られました。

これまで本市では、平成 28（2016）年 3 月に策定した「高槻市観光振興計画」に基づき、将来像を「市民が楽しみ、市外から人が集まる『オープンたかつき』」と設定し、体験交流型観光イベントを実施してきました。また、ホテル誘致にも取り組み、令和 2 年度には新たなシティホテルがオープンしました。

令和 7（2025）年の大阪・関西万博の開催により、大阪に多くの観光客が訪れる機会をチャンスととらえ、これまでの「オープンたかつき」の枠組みを活用し、高槻市観光協会、高槻商工会議所などとの連携を更に強化し、市内事業者、観光に関わる団体・組織、市民など、多様な主体とともに事業の推進を図る必要があります。

2 本市では、良好な都市イメージを定着させ、生産年齢世代を始めとした定住人口の社会増を目指し、平成 25（2013）年 1 月から、定住促進プロモーションを実施し、本市が有する魅力ある地域資源、子育て支援や教育などの特徴的施策を市内外に積極的かつ効果的に情報発信してきました。その結果、ファミリー世帯の転入促進と転出抑制、「子育てのまち高槻」というイメージの定着に一定の効果がありました。

今後については、ファミリー世帯に加えて、人口移動の総数が多い単身世帯や夫婦世帯にも訴求力が高い情報発信に取り組む必要があります。

## 施策の方向

### 1 体験交流型観光の推進

「オープンたかつき」の枠組みをいかし、高槻の体験交流型観光を推進するとともに、これまでの取組の効率化や周遊観光等の内容の充実を図り、行政主導で推進してきた事業の形態から、事業者と市民の主体的な取組を土台とする街のにぎわいづくりを目指した事業を展開します。

### 2 歴史資源の活用

今城塚古墳や安満遺跡、芥川山城跡、高槻城跡を始めとする本市の豊富な歴史資源については、適切な調査・保存を行うとともに、歴史館の効果的な運用や積極的な情報発信等による観光振興を図るなど、有効な活用に取り組みます。

### 3 観光プロモーションの推進

大阪・関西万博を見据え、大阪のみならず京都や奈良、神戸など、近畿圏に来訪する観光客を本市に呼び込むため、先進技術を活用した効果的な観光プロモーションを展開します。

### 4 定住促進プロモーションの推進

より幅広い層の生産年齢世代の転入を目指し、良好な都市イメージを定着させることで、人口の社会動態の改善を図ります。

## 主な本市の関連計画

計画名称
産業・観光振興ビジョン、摂津峡周辺活性化プラン、まち・ひと・しごと創生総合戦略

## 指標と目標値

指標名	現状値	令和12年度目標値
主要宿泊施設利用者数	76,740人 (令和元年度)	12.4万人
主要観光施設利用者数	877,907人 (令和元年度)	149.3万人
市内の社会教育施設（文化財関係）の利用者数	12.6万人 (令和元年度)	16.2万人
市内の史跡の公有化率	83.47% (令和元年度)	85%

本市を居住地として評価し、今後も 住み続けたいと思う市民の割合	76.5% (令和元年度)	80%
------------------------------------	------------------	-----

施策体系番号	5-2
名称	魅力あふれる公園づくり

### 目標（めざす姿）

安満遺跡公園、城跡公園、摂津峡などの魅力あふれる公園に市内外から多くの利用者が訪れるとともに、あらゆる世代の人が安全で快適に利用できる公園が適切に配置され、活気のあるまちを目指します。

### 現状・課題

1 弥生時代の貴重な国史跡安満遺跡を保存、活用するとともに、防災機能を備えたみどり豊かな「安満遺跡公園」（約22ha）が、令和3（2021）年に全面開園します。

本公園は、公園経営の考えの下、民間のノウハウや資金を最大限に活用することとしており、民間事業者による指定管理や様々な民間店舗を導入するなど、質の高い効率的な管理運営に取り組んでいます。また、「市民とともに育てつづける」公園づくりの実現を目指して、市民活動組織が積極的に活動しています。

一次開園以降、園内では、指定管理者や市民活動組織、その他一般団体によるイベントやプログラムが数多く展開され、魅力的な店舗サービスも提供されています。本公園の更なる魅力向上のためには、これらの関係者が連携・協力することが重要となります。

2 かつて高槻城が存在していた地区にある城跡公園は、中心市街地に位置する本市のシンボリックな公園であり、隣接する市民会館の公園内への建て替えに伴い、公園全体の再整備を実施しています。

公園再整備については、平成28（2016）年3月に策定した城跡公園再整備基本計画に基づき、平成29（2017）年2月に現市民会館周辺を城跡公園に編入するための都市計画変更を行い、現在は高槻城跡公園芸術文化劇場南館の建設事業と併せて公園各エリアの設計等に取り組んでいます。

今後は、周辺一帯をかつての高槻城の城下町として再生することを見据え、鉄道駅からの案内サインや周辺道路も含め、歴史的景観に配慮した整備や、中長期エリアとして位置付けられている第一中学校など、周辺の公共施設の在り方についても検討が必要です。

3 摂津峡は、本市の観光資源として非常に高い知名度と人気を誇っており、年間を通して多くの来園者でにぎわっています。

また、摂津峡及びその近隣にある芥川緑地については、これまでバーベキュー客のゴミの放置や違法駐車による環境悪化が問題となっていましたが、バーベキュー等を禁止したことから、芥川を中心とした豊富な自然の中で快適に憩い、楽しめる公園となっています。

今後も、摂津峡周辺の環境の保全に取り組むとともに、摂津峡公園については、老朽

化した施設の改修や園路沿いの落石対策等により安全性・利便性をより高めて来園者の増加を図る必要があります。

- 4 市内の公園数は、都市公園や児童遊園、緑地等を含め約700か所あり、それらに設置されている遊具を始めとする公園施設については、安全確保のため、定期的に点検を行いながら適宜修繕・更新する必要があります。また、地域の高齢化等により、周辺住民による除草・清掃等が困難となっている公園も増えています。

今後の人口減少・少子高齢化の進行などの社会環境を踏まえ、将来を見据えた公園の配置や施設内容等を検討することが重要です。

## 施策の方向

### 1 安満遺跡公園の魅力的な管理運営

広大な園地を適切に管理するとともに、そのポテンシャルを最大限利活用できるよう、指定管理者や店舗事業者、市民活動組織等の関係者間の連携・協力を推進し、公園の魅力向上に取り組みます。

### 2 城跡公園の再整備

高槻城跡公園芸術文化劇場南館の建設と併せて、城下町再生の一環として周辺一帯の歴史的景観に配慮しながら公園の再整備を進め、本市のシンボルとしてふさわしい公園となるよう取り組みます。

### 3 摂津峡周辺地域の環境整備

芥川沿いの公園において引き続きバーベキューの規制により環境の保全を図るほか、施設の老朽化が顕著な摂津峡公園の老朽化対策や、芥川緑地プール跡地の整備などにより、摂津峡周辺地域の安全性、快適性向上に取り組みます。

### 4 時代やニーズに合った公園づくり

公園を最大限有効に活用するために、地域性や利用者のニーズに合った公園づくりに取り組みます。また、老朽化した公園施設を計画的に改良・更新し、利用者の安全を確保します。

## 主な本市の関連計画

計画名称
都市計画マスタープラン、みどりの基本計画

### 指標と目標値

指標名	現状値	令和 12 年度目標値
市民 1 人当たりの都市公園面積	5.40 m <sup>2</sup> (平成 30 年度)	6.20 m <sup>2</sup>

施策体系番号	5-3
名称	農林業の振興

### 目標（めざす姿）

「市民と農林業者がともに目指す豊かな農林業の創造」が実現されたまちを目指します。

### 現状・課題

本市の特長である自然豊かな都市空間は、農林業者のたゆまぬ生産活動により、農林産物の供給機能のみならず、国土や環境の保全、良好な景観の形成、市民の交流、教育及びレクリエーションの場などの多面的機能が発揮されることで、初めて形成できるものです。

しかし、農林業を取り巻く状況は担い手不足、遊休農地や有害鳥獣の問題等、依然として厳しく、いかにして持続的に農林業の振興や保全を展開していくかが最も重要な課題となっています。

一方で、都市農業振興基本法の施行や生産緑地法の一部改正など、都市農業の果たす役割への期待がますます高まりつつあります。このような中、良好な農地を保全・活用し、農業の有する多面的な機能を維持発揮させていくため、後継者や担い手の育成、営農活動や地産地消の取組の推進、生産性の向上や災害に強い基盤確保に向け、農道や水路等、農業施設機能の保全・整備を図る必要があります。

また、森林・林業については、平成30年台風第21号による森林内の風倒木被害の早期復旧と二次災害の防止を図るため、国や大阪府、大阪府森林組合などの関係機関と連携し、被害木の伐採・搬出、作業路の開設、伐採跡地の造林などにより、迅速かつ計画的に森林災害の復旧に取り組む必要があります。

さらに、近年の動植物を取り巻く環境や生態系の変化によって、有害鳥獣による農作物被害が大きくなっていることから、対策に取り組むとともに、農業・林業を基礎とした農山村地域の保全に努める必要があります。

このことから、農地や森林を保全し、育成することができるよう農林業者、市民、NPO、企業との協働体制を強化し、「市民と農林業者がともに目指す豊かな農林業の創造」の実現に向けて、「持続」「循環」「協働」の視点に立ち、各主体が共通の方向性の下、農林業の振興や、農地・森林の保全、都市と農村の協働・交流の促進などに取り組む必要があります。

### 施策の方向



### 1 地産地消の推進

安全・安心で新鮮な地元産農産物の安定した生産を確保するため、朝市や直売所施設への供給促進、大阪エコ農産物として認証する取組や地元産農産物の学校給食食材への供給を推進します。また、市内の地域資源を活用した農林業者の6次産業化の取組を推進します。

### 2 森林災害復旧の推進

集落や道路、河川付近など、優先度の高い森林を中心に災害復旧を実施するとともに、大阪府の治山事業などにより二次災害を防止し、森林保全に取り組む市民団体や地域住民等との連携・協力を図りながら、健全な森林の再生に取り組みます。

### 3 農林業施設機能の保全

農林業従事者の高齢化等に配慮し、作業の省力化と安全性を高めるため、農道や水路等の農業施設の整備や、林道の適正な維持管理を図るとともに、これらの計画的な更新を適宜実施し、農林業が持続可能となるよう機能保全に努めます。

### 4 農林業に関する各主体の協働体制の強化

農林業者、市民、NPO、企業、行政などの農林業に関する各主体が、それぞれの役割を認識し、お互いの特性を活かしながら、地域ぐるみの協働活動と地域環境保全に向けた取組を推進します。また、市民が農業や林業にふれあい、体験できる取組を通じて、地産地消の取組や農林業者との交流を推進します。

## 主な本市の関連計画

計画名称
農林業基本計画

## 指標と目標値

指標名	現状値	令和12年度目標値
農用地利用集積面積（利用権設定面積）	19.3ha (令和元年度)	21.5ha

施策体系番号	5 - 4
名称	商工業の振興と雇用・就労の促進

### 目標（めざす姿）

魅力的な商業・サービス業が活発に展開され、多くの来街者が訪れるとともに、新たな価値を創造する企業などが立地し、地域経済がより一層活性化したまちを目指します。

### 現状・課題

1 本市ではこれまで、商業・サービス業が発展してきました。特に中心市街地は、大阪府内でも有数の集積を誇る飲食・サービス業を始め、多様な都市機能、店舗、事業所などが集積し、現在も市内外から多くの来街者を集めています。

しかし、近年では、郊外大型店の増加や、近隣都市における大規模な都市開発が進み、中心市街地から外部へと消費の流出が懸念されます。

中心市街地以外の地域では、店舗の撤退が続き、住宅等への転用が続いています。

昭和 20 年代後半から、電気や機械を中心とした企業の進出が始まり、国道 171 号沿道を中心とした幹線道路沿いに、食品加工や医療などの大規模製造業が立地し、その周辺には中小製造業の集積も進んできました。

しかし、生産拠点のグローバル化、新興国における製造業の急速な成長など、国内製造業を取り巻く厳しい環境から、事業所の統廃合（再構築）に伴う、本社あるいは一部機能の市外への流出、取引先の移転による中小事業所の廃業も散見され、本市製造業の事業所数は減少傾向にあります。

また、本市は「ベッドタウン」としての側面が強く、都市計画上の「工業地域」や「準工業地域」であっても、住宅立地の需要があり、製造業の事業所周辺の宅地化が進むと、事業所が成長し周辺に新たな用地取得を考えた場合、これを実現できない状況に陥り、市外への流出が懸念されます。

さらに、近年多発する自然災害などが発生した際、中小企業においては短期的な緊急事態でも廃業のリスクが高まります。事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続や早期復旧に向けて、事業継続計画（BCP）の策定を促進する必要があります。

2 雇用・就労の促進については、就職困難者の雇用・就労の促進を図るため、庁内の横断的な連携による効果的な就労支援体制の継続・強化に取り組むとともに、女性から中高年まで全ての求職者にきめ細やかな就労支援を行えるようハローワーク茨木との協力体制をより強化する必要があります。

また、中小企業からの「就職面接会」へのニーズは強いいため、参加企業の情報をより強く発信するなど、雇用のミスマッチの低減を目指した取組が必要となっています。

さらに、労働条件や職場環境めぐる法的問題については、社会的関心が高まってお

り、より一層ニーズに合った啓発を行う必要があります。

## 施策の方向

### 1 中心市街地におけるエリアマネジメントと活性化

中心市街地の魅力を持続的に高め、エリアの価値向上を図るためには、ハード・ソフトの両面で民間主導のエリアマネジメント機能の継続が求められることから、地権者や事業者等を中心とした、まちの様々な課題解決に向けた取組や、安全で快適かつ魅力ある中心市街地のまちづくりを支援します。

### 2 にぎわいの創出につながる新たな取組に対する活動支援

高槻発の話題づくりや特定のテーマに基づく活動など、にぎわいの創出につながる新たな取組に対し支援を行います。民間事業者の創意工夫やノウハウをいかして、集客へとつながるアイデアを持った意欲あるグループへの活動支援に努めます。

### 3 関係機関と連携した地域ぐるみの創業支援

高槻商工会議所や金融機関と連携し、創業意識の啓発や支援体制の充実などに取り組み、市内の創業を促進することで、産業の新陳代謝を促し、活性化を図ります。

また、まちの集客力の源となる「魅力ある店舗」の出店を支援し、来街機会の増加を図り、商店街を始めとした、まちの活性化を目指します。

### 4 市内事業者への支援体制の強化

産業振興の中心的団体である高槻商工会議所を始めとした関係団体と連携し、市内で商業・サービス業・工業を営む事業者が安定的かつ継続的に事業を行えるよう、支援体制を強化します。

### 5 既存企業の流出防止と事業所増設の促進

工業系市街地においては、都市計画上の本来の用途を尊重し、工場の操業環境の維持及び向上を基本とした土地利用を誘導します。また、工場と住宅が混在する地域では、工場と住宅が共存できる良好な環境の確保に努めます。

### 6 企業誘致の推進

企業の進出等や撤退動向に関する情報把握に努め、企業誘致を戦略的に推進します。

### 7 新たな土地利用の検討

檜尾川以東における新駅設置の検討により、周辺沿道における土地利活用のポテンシャルの高まりが予想されることから、沿道の産業系土地利用を基本としながら検討します。

### 8 災害時等の事業継続に向けた支援

高槻商工会議所と連携し、自然災害などの緊急事態が発生した際、企業等が事業の継続や早期復旧を可能とする事業継続計画（BCP）の策定支援や情報提供に取り組みます。

## 9 地域の実情に応じた雇用・就労の促進

就職困難者を始めとする市民の雇用・就労の促進に向けた、様々な就労支援や定着支援などの取組を実施します。

## 10 雇用・就労の機会・場の創出

大阪府を始めハローワーク茨木・高槻商工会議所・金融機関等と連携して、雇用・就労の機会や場の創出に取り組むとともに、事業支援を通じて魅力ある雇用・就労の創出に取り組みます。

## 11 働きやすい職場環境の推進

大阪労働局や高槻商工会議所と連携し、職場の課題を解決する取組を始め、企業へのコンプライアンスに関する啓発などを実施します。

### 主な本市の関連計画

計画名称
産業・観光振興ビジョン、中心市街地活性化基本計画、創業支援等事業計画、就職困難者就労支援計画

### 指標と目標値

指標名	現状値	令和12年度目標値
中心市街地の歩行者通行量	78,266人 (令和元年)	83,000人
事業所数	9,320か所 (平成28年)	9,320か所
商業における年間販売額	5,550億円 (平成28年)	6,411億円
製造品出荷額	3,950億円 (平成28年)	4,190億円
労働福祉啓発事業の参加者数	470人 (平成30年度)	500人

## (分野 6) 良好な環境が形成されるまち

施策体系番号	6-1
名称	温暖化対策・緑化の推進

### 目標（めざす姿）

再生可能エネルギーの利用促進が図られ、温室効果ガスの排出が抑制された地球環境にやさしいまちを目指します。また、森林や水辺などの豊かな自然環境の保全、公園などの市街地における緑化の整備、歴史文化等と一体となったみどりのネットワーク化により、市民が暮らしの中で自然と親しみ、憩いとやすらぎのある生活を営むことができるまちを目指します。

### 現状・課題

1 地球温暖化対策については、平成 27（2015）年 12 月の気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において、これまでの京都議定書に代わる新たな国際的枠組みとして「パリ協定」が合意され、全ての加盟国が温室効果ガスの削減目標を設定し削減に取り組む、5 年ごとに目標を更新するといったルールが定められました。

国は「令和 12（2030）年までに平成 25（2013）年度比 26%削減」を目標と設定し、その実現のため、部門別の具体的な施策体系を定めた「地球温暖化対策計画」を平成 28（2016）年に閣議決定し、様々な取組が進められています。

本市においては、こうした動向を踏まえながら、引き続き、地球温暖化対策の取組を推進していく必要があります。

2 都市のみどりは、やすらぎや癒しをもたらす効果や、環境を改善し、暑さを緩和する効果があります。さらに、ヒートアイランドや都市型水害の対策としてもみどりの活用が求められ、河川水系を軸に、森林・河川・水辺・農地・公園・緑地・街路樹などを連続的につないだみどりのネットワークの形成が必要です。

本市の北部の森林や芥川などの豊かな自然の保全とともに、安満遺跡公園、城跡公園、摂津峡周辺など、市民が身近にみどりを楽しめる歴史文化と一体となったみどりの活用が求められています。

緑化重点地区や地域において、市民や市民団体による緑化の取組が進められていますが、市民や企業の更なる参加・協力や、地域住民の理解・協力による取組を推進するため、市民や市民団体などの活動場所、知識・技術の習得機会、交流機会の提供などの支援が必要です。

### 施策の方向

### 1 地球温暖化対策への取組

近年の急激な気候変動の要因となっている温室効果ガスの排出を抑制するため、再生可能エネルギーの普及促進や、省資源・省エネルギーの取組を推進します。

### 2 みどりの保全・創造・活用

森林・農地・河川などの貴重な自然環境を保全するとともに、「緑化重点地区」を中心とした市街地において、市民・市民団体・事業者・行政が一体となり、駅前広場・公園・街路樹・街角ガーデンなどの連携により、みどりの連続化を推進します。また、豊かな自然と歴史文化を活用したまちづくりを進め、みどりを楽しめる魅力あるまちづくりを目指します。

### 3 みどりを育てる人づくりの推進

公園などを市民の緑化活動の拠点とし、みどりを育てる人材育成やネットワークづくりを推進するとともに、市民協働によるみどりの維持管理に対する支援を充実させることで、みどりを楽しめるまちづくりを目指します。

#### 主な本市の関連計画

計画名称
第2次環境基本計画、たかつき地球温暖化対策アクションプラン、みどりの基本計画

#### 指標と目標値

指標名	現状値	令和12年度目標値
本市域の温室効果ガス排出量	158.8万t-CO <sub>2</sub> (平成29年度)	122.6万t-CO <sub>2</sub>
緑視率	17.8% (令和元年度)	22%以上

施策体系番号	6-2
名称	良好な環境の形成

### 目標（めざす姿）

環境負荷の低い事業活動と良好な環境による快適な市民生活が確立されるとともに、河川や水路等が適切に維持管理され、良好な環境が保たれることで、市民にうるおいや憩いをもたらすまちを目指します。

### 現状・課題

1 日本では昭和30年代からの高度経済成長期における工場立地に伴い、これに起因する大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭などが、大きな社会的な問題となりました。このため、国を始め大阪府や市では環境法令を整備し、事業活動に伴う大気・水質などに係る基準を定め、事業者に遵守を促すとともに、必要に応じて各種の指導・助言を行うことで、環境負荷の低減を図ってきました。また、市では大気常時監視局による測定を通じて大気の実態を把握するほか、河川などの水質や市内各所での騒音・振動の定期的な測定を行い、事業活動等に伴う環境負荷の実態をモニタリングしてきました。

このような長年にわたる取組の結果、今日では大気汚染や水質汚濁等の状況は、高度経済成長期に比べて大きく改善されています。

一方で、新たな環境問題として、土壌汚染やアスベストへの対応が求められています。また、住工混在の進展や環境意識の高まり等を背景に、騒音・振動・悪臭等に係る相談・苦情が依然として見られるほか、その内容が多様化・複雑化する傾向にあります。

このようなことから、引き続き環境法令に基づく届出・許認可、事業場への立入調査や指導・助言、大気などの環境モニタリングや定期的なパトロール、各種の啓発活動や関係機関との連携などを通じて、環境負荷の低い事業活動による快適な市民生活を確立することが課題となっています。

2 河川については、市が所管する準用河川等について、近年の気候変動に伴う集中豪雨等も踏まえ適切に維持管理していく必要があります。また、国・大阪府管理河川についても、適切な維持管理がなされるよう河川管理者との連携が必要です。

また、本市の都市シンボル軸である芥川については、引き続き、河川を利用した多様な活動が広がるよう、検討していく必要があります。

3 水路やため池等の農業施設については、農業団体や大阪府等とも連携し、適切な維持管理に努めていますが、施設の多くが老朽化しており、その対策が急務となっています。また、市民に農業施設について理解を深めてもらうとともに、都市における貴重な親水空間として活用していただくため、清掃活動や観察会等を農業団体等と連携して実施しています。

## 施策の方向

### 1 良好な環境の確保と次世代への継承

本市の特徴である豊かな水とみどりといった自然環境、高い利便性の中にも憩いと安らぎをもたらす生活環境や都市環境、持続可能な循環型社会の形成などを通じて、良好な環境の確保と次世代への継承に向けた取り組みを推進します。

### 2 関係者との連携による環境課題への取組

環境に係る様々な課題への対応のためには、市民・事業者の自発的な取り組みが必要不可欠であり、これらの主体への環境意識の醸成と連携に取り組めます。また、広域的な課題に対しては、国、大阪府、近隣自治体と連携を図りながら取り組めます。

### 3 事業場に対する環境保全指導

環境法令に基づき、定期的な立入調査や行政測定を通じて各種施設の適正稼働を確認するとともに、環境に係る基準を遵守するよう指導します。アスベスト、土壌汚染、土砂埋め立て等に対しては、定期的なパトロールや指導・助言を通じて、事業者に対して関係法令の遵守を指導します。

また、工場・事業場等に起因する大気汚染・水質汚濁・騒音振動・悪臭などの苦情や相談に対しては、国・大阪府などの関係機関と連携し、速やかにその原因を把握するとともに、事業者に対して周辺地域との共存を図るよう、適切に指導・助言を行います。

### 4 環境モニタリング

大気常時監視局における大気常時監視、河川等の水質や幹線道路沿道等における騒音・振動の定期的な測定など、大気や水質等の状況把握を通じて、市民生活が快適な環境の中で営まれていることを確認します。

### 3 河川等の環境保全

芥川を始め、河川の豊かな生態系を回復し、様々な活動の場として次代に引き継いでいくため、関係機関や関係団体等と連携して清掃活動などの取組を進めるほか、利用者のマナー向上や安全利用についての啓発を行います。

また、その他の水路、ため池等の農業施設についても、関係団体等と連携して自然災害に対する予防や適切な維持管理に努めるとともに、都市における貴重な親水空間として活用を図ります。

## 主な本市の関連計画

計画名称

## 指標と目標値



指標名	現状値	令和 12 年度目標値
環境基準達成状況 [河川水質（BOD※1）]	100% [3/3 地点] (平成 30 年度)	100% [3/3 地点]

※1 BODとは、生物化学的酸素要求量のことであり、河川の汚れの程度を示す指標

※2 環境基準点とは、大阪府公共用水域水質測定計画において設定された定期的な測定地点  
のことで、芥川の塚脇橋と鷺打橋、檜尾川の磐手杜神社の計 3 地点が位置付けられている。

施策体系番号	6-3
名称	廃棄物の排出抑制と循環的利用の推進

### 目標（めざす姿）

廃棄物を限りある資源として捉え、循環的に利用することで、持続可能な循環型社会が形成されるまちを目指します。

### 現状・課題

本市のごみの排出量は、平成 14（2002）年度以降、減少傾向が続いていますが、排出量、リサイクル率、資源化量、焼却処理量等を市民 1 人 1 日当たりの排出量で見ると、大阪府内の人口 10 万人以上の 22 市の中でほぼ中位に位置しており、一層のごみの減量に努める必要があります。

ごみを燃やすことに伴い発生する二酸化炭素の量を抑制し、地球環境への負荷を減少させるため、市民、事業者との協働により、2R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用）を優先的に推進しながらリサイクル（再利用）も適切に行い、できる限りごみを発生させない取組を進め、循環型社会の構築を目指していく必要があります。また、食品ロスについては、国において、平成 29（2017）年度に国内で約 612 万トン発生したと推計されており、その削減に努める必要があります。

そのため、小・中学生を対象とした環境教育や、自治会等に対する環境負荷やごみの適正排出に係る啓発を継続的に行っていくことや、事業者に対しては、減量化に向けた指導を行うだけでなく、経済的インセンティブが働くような情報の提供を積極的に行うことが求められます。

また、世界的に問題となっている「マイクロプラスチック」への対策として、ごみになりにくい商品の製造や簡易包装の推進、プラスチック製買物袋（いわゆるレジ袋）の削減など、ごみの排出の抑制に向けた周知・啓発等の取組が求められます。特に、レジ袋削減については、北摂 7 市 3 町と事業者が協働してマイバックの持参促進に取り組んできましたが、令和 2（2020）年 7 月、全国一律でレジ袋の有料化が開始したことから、更なる周知・啓発が求められます。

さらに、本市のエネルギーセンターでは、ごみを焼却する際に発生する熱エネルギーを回収・利用した「サーマルリサイクル」を行い、前島熱利用センターにおいて活用するとともに、高効率発電システムを第三工場に採用することにより、電気使用量の低減と発電量の増加等を実現しており、今後も、エネルギーの効率的なリサイクルが求められます。

## 施策の方向

### 1 2R（リデュース・リユース）の推進

市民や事業者に対する資源物の再資源化や循環型社会の形成についての啓発や小売業におけるレジ袋の有料化、エコショップ認定制度を始めとする各種制度の更なる周知・啓発などにより、ごみ減量の推進を図ります。

また、食品ロスの削減に向けては、エコショップ認定制度の拡大や市民への啓発などに取り組みます。

### 2 排出抑制及び適正排出に向けた啓発

ごみの分別排出ルールや地域におけるごみ排出管理の啓発、集団回収の促進など、リサイクル活動の活性化等により、資源の消費や廃棄物排出量の抑制を図ります。

また、清潔で美しいまちづくりのため、市民・企業・活動団体等と協力して、環境美化の推進に引き続き取り組みます。

### 3 エネルギーセンターにおけるエネルギーのリサイクル

ごみを燃料資源として活用し、高効率発電設備を有する工場を運転することで、積極的なサーマルリサイクル（熱回収）によるエネルギーのリサイクルを行います。

## 主な本市の関連計画

計画名称
一般廃棄物処理基本計画

## 指標と目標値

指標名	現状値	令和 12 年度目標値
市民 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量	639 g (平成 30 年度)	569 g (令和 7 年度目標値)
市民 1 人 1 日当たりの事業系ごみ排出量	279 g (平成 30 年度)	278 g (令和 7 年度目標値)
リサイクル率※	20% (平成 29 年度)	27% (令和 7 年度目標値)

※高槻市一般廃棄物処理基本計画(平成 20 年 3 月改定)で定義している、紙、プラスチック、金属、古布、びん等におけるリサイクル率

計算式は、(市による資源化量+集団回収量+家庭での生ごみ堆肥化量+市内古紙資源化量+多量排出事業所資源化量+学校での堆肥化量+破碎後回収鉄)÷(家庭系ごみ発生量+事業系ごみ発生量)×100

## (分野 7) 地域に元気があって市民生活が充実したまち

施策体系番号	7-1
名称	市民参加・市民協働の推進

### 目標（めざす姿）

市民がまちづくりの主体となり、互いに協力できる地域社会を形成し、市民と行政の協働によるまちづくりが進むまちを目指します。

### 現状・課題

急速な少子高齢化の進行、単身者世帯の増加などの社会環境の変化に伴い、市民一人ひとりのライフスタイルや価値観、市民ニーズの多様化が進む中で、持続可能な地域社会を形成するには、将来を見据えた行政サービスを提供するとともに、多様化するまちの課題を分析し、着実に課題解決を図ることが重要になります。

「市民が主体のまちづくり」の理念を具体的に実現していくためには、市民と行政がそれぞれの役割を理解して、共通の認識の下に主体性を持ちながら互いに協力してまちづくりを進めていくことが重要です。

多様化するまちの課題に対しては、市民がまちづくりの主体となり、市民と行政の協働によるまちづくりを展開することが必要です。

このため、市政について市民に説明する場や市民の声を聞く機会を設けるなどの取組が求められるとともに、まちづくりや地域課題の解決に取り組む市内の各種団体、NPO・ボランティア等の市民公益活動団体等の活動を支援する必要があります。

さらに、市民生活の利便性の向上や市民協働の推進を図るため、地方公共団体は、保有する公共データをオープンデータとして公開し、自由な二次利用を促進することが求められています。

### 施策の方向

#### 1 市民参加の推進

開かれた市政の推進を図るため、市民の声を聞く場を設けるとともに、まちづくりについての意見・提言をいただく場や市政を説明する場を設け、市民参加の充実を図ります。

#### 2 市民意識やニーズの把握

施策決定や行政運営の参考とするため、市政に対する市民意識やニーズの把握に取り組みます。

#### 3 利便性の高い相談体制の運営

市民の利便性向上を図るため、市民からの相談、問い合わせなどに一元的に対応する総合的な体制の運営を行います。

#### 4 コミュニティ振興

(1) コミュニティセンターへの支援

コミュニティセンターが円滑に管理運営を図れるよう支援を行い、コミュニティ活動・福祉活動・生涯学習活動等を通じた地域の一層の活性化を促進します。

(2) 地域振興の支援

住みよいまちづくりの促進と市民相互の連帯感及び自治意識の向上を図るため、地区コミュニティが取り組む地域振興・防災・防犯の活動を支援します。

(3) コミュニティ市民会議への活動支援

明るく住みよい地域社会の創造を目指し、地区コミュニティ相互の連携と情報交換等を図るとともに、防災活動や多様なまちづくり等の活動に取り組むコミュニティ市民会議を支援します。

(4) 山間地区定住支援

檜田地区におけるコミュニティの活性化を図るため、定住の促進に向けた取組を行います。

(5) 地域活動拠点施設に対する支援

住みよいまちづくりの促進と地域住民の連帯意識の向上を図るため、自治会活動の拠点施設であるコミュニティハウス（集会所等）の新築・増改築・耐震診断等に対する支援を行うとともに、災害時に避難所となるコミュニティセンターについては、経年劣化による補修等を計画的に実施し、より安全で安心して利用できる施設維持管理を目指します。さらに、今後の地域活動拠点施設の在り方についての研究を進めます。

**5 NPO支援**

市民公益活動の促進及びボランティア・NPO等との協働の推進を図るため、市民公益活動サポートセンターが円滑に管理運営を図れるよう支援するとともに、協働推進に向けた取組を支援します。

**6 高槻まつり開催の支援**

市民参加による市民意識の高揚、文化とコミュニティの創造、高槻の自然と歴史の再確認及び活力ある地域社会の創造を目指して高槻まつりを開催し、運営に取り組みされている高槻まつり振興会を支援します。

**7 オープンデータの推進**

市民生活の利便性の向上や市民協働の推進を図るため、本市が保有する公共データのオープンデータ化を推進します。

**主な本市の関連計画**

計画名称

**指標と目標値**

指標名	現状値	令和 12 年度目標値
地区コミュニティ加入率 (対総世帯数)	45.51% (令和 2 年度)	50%
市と市民・団体との協働事業件数	503 件 (平成元年度)	540 件

施策体系番号	7-2
名称	人権の尊重・男女共同参画社会の実現

### 目標（めざす姿）

一人ひとりの人権が尊重され、誰もがいきいきと暮らせるとともに、性別にかかわらずなく、その個性と能力を十分に発揮することができるまちを目指します。

### 現状・課題

1 本市は、昭和 53（1978）年、基本的人権の大切さを認識し、人権を守り、自由と公正を守る明るく住みよい高槻市を実現するため、「人権擁護都市宣言」を行いました。そして、昭和 62（1987）年、「高槻市人権啓発計画」を策定し、「人権」を基本として本市の施策を推進してきました。

平成 13（2001）年には、「世界人権宣言」及び「日本国憲法」の理念に基づき、市民と行政との協働により、真に全ての人の人権が尊重される社会をつくるため、「人権尊重の社会づくり条例」を制定し、以降、「人権施策基本方針」や「多文化共生施策推進基本指針」等に基づき、具体的施策を実施し、平成 27（2015）年には人権施策推進のための基本理念や基本的方向を明らかにする「人権施策推進計画」を策定し、「一人ひとりの人権が尊重され、誰もが自分らしく、生き生きと暮らせる社会の実現」に向けた取組を推進しています。

今日の社会においては、女性、子ども、高齢者、障がいのある人をめぐる人権問題や同和問題など引き続き解決に向け取り組むべき課題があります。また、社会経済情勢の変化に伴い、性的マイノリティ、外国人市民に関わる偏見や差別、ヘイトスピーチやインターネットを悪用した人権侵害など新たな人権課題も発生しています。

これらの人権課題を解消し、互いの人権を認め合い、あらゆる差別を許さない地域社会を作るため、行政は市民一人ひとりの人権意識の向上を図り、人権課題への理解を深めることに留意し、人権教育・啓発及び人権擁護・保護などの施策をより一層推進する必要があります。

2 男女共同参画を推進する社会システムを構築するためには、社会的性別（ジェンダー）の視点を定着、浸透させ、一人ひとりが基本的人権に基づいた男女共同参画の意識を持ち、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保される必要があります。本市では「男女共同参画条例」及び「男女共同参画計画」に基づき、様々な施策に取り組んできました。

職場・家庭・地域における男女共同参画については、本市の女性の労働力率は、平成 27（2015）年の国勢調査によると、ほとんどの年齢階層において全国平均を下回っています。女性が自らの意志によって職場、家庭、地域に参画できるよう、意識啓発と環境の整備を図ることが重要となっています。職業生活と家庭生活の両立を通じて女性の職

業生活における活躍を更に推進するとともに、男女が共に担う地域づくりを進めることが必要です。

- 3 女性の人権尊重・擁護の面において、相談員を配置し、女性が直面する様々な悩みに対する相談・支援を行ってきました。女性が抱える悩みは、自身の問題だけではなく、家族や地域、社会環境などと深くかかわっており、DV被害者の多くが女性です。女性に対する暴力は、その基本的人権を踏みにじるものであり、恐怖と不安を与え、活動を束縛し、自信を失わせるものです。DVは、男女共同参画社会を阻む要因のひとつであり、女性に対するあらゆる暴力を容認しない社会の実現に向けた取組が必要です。

## 施策の方向

### 1 人権教育・啓発の推進

人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動と、市民の間に人権尊重の理念を普及させ、市民の理解を深めることを目的とする広報その他の人権啓発活動を行っていきます。

また、市民がより一層人権問題への理解と認識を深め、主体的に行動する力を身に付けるため、学校や家庭、地域での人権教育・啓発の推進を図ります。

### 2 人権擁護・保護機能の充実

人権侵害を受けた人や受けるおそれのある人に対して、相談窓口を周知するとともに、多様化・複雑化する相談内容に適切に対応するため、人権に関する情報の共有や関係機関等との連携強化により、相談・支援体制のネットワーク化を推進するなど、当事者の立場に立った人権擁護・保護機能の充実に努めます。

### 3 固定的な性別役割分担意識の解消

固定的な性別役割分担意識の解消を図るため、社会的性別（ジェンダー）の視点から社会の制度や慣行を見直し、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた市民意識の醸成に努めるとともに、価値観やライフスタイルの多様性を互いに認め合い、個性を尊重し、相手を思いやる社会の実現に向けた啓発活動を行います。

### 4 あらゆる分野における女性活躍の推進

全ての女性が生き方に自信と誇りを持ち、自らの意思でその個性と能力を十分に発揮し、職場・家庭・地域社会等のあらゆる分野において活躍できることが求められる中、男女が共に仕事と生活を両立できる暮らしやすい社会の実現に向け、政策・方針決定過程への参画を含め、あらゆる分野において女性の活躍が進むよう啓発活動を行います。

### 5 女性に対するあらゆる暴力を容認しない社会の実現

DV、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪などの女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、暴力防止の啓発を行うとともに、DV相談体制の構築、被害者の安全確保や自立支援のための関係機関との連携を進めます。



主な本市の関連計画

計画名称
人権施策推進計画、男女共同参画計画

施策体系番号	7-3
名称	文化芸術の振興と生涯学習の推進

### 目標（めざす姿）

あらゆる市民が多様な文化芸術に触れ、生涯にわたり学習することができ、充実した生活を楽しむことができるまちを目指します。中でも、将来を担う子どもたちが、感性や創造性、豊かな心を育むための機会を充実させることを目指します。

また、高槻市独自の新しい文化芸術が創造・育成され、市内外へ積極的に発信することで、都市としての魅力を高めることを目指します。

### 現状・課題

1 平成 29（2017）年 6 月、文化芸術基本法が制定以降初めて改正され、文化財の保護や芸術文化の振興など、これまでの文化芸術政策を更に充実しつつ、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等の関連分野における施策を法の範囲に取り込むこと、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用させることなどが求められることとなりました。

本市は、平成 26（2014）年 3 月に「文化振興ビジョン」を策定し、「いきいきとひとが輝き まちが輝く 市民文化都市 高槻」を目指すべき姿に掲げ、高槻の魅力を高め、市民が心豊かに過ごせるまちづくりを進めているところです。

2 生涯学習については、国は一人ひとりが豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたって、あらゆる機会にあらゆる場所で学習することができ、その成果を適切にいかすことができる社会の実現を目指しています。

3 平成 27（2015）年 2 月には、老朽化した市民会館に替わる施設を整備するため、「市民会館建替基本計画」を策定し、新たな文化芸術の創造・発信拠点として高槻城跡公園芸術文化劇場南館の整備を進めており、令和 4（2022）年度中の開館を予定しています。

今後は、高槻城跡公園芸術文化劇場を核とし、生涯学習センター、クロスパル高槻とともに一体的に管理することで、窓口の統一によるサービス向上や利用促進を図るほか、専門性をいかした文化事業、生涯学習事業を展開し、市民文化の醸成、賑わいの創出、都市魅力の発信を更に推進していく必要があります。

### 施策の方向

#### 1 高槻城跡公園芸術文化劇場南館の整備

高槻城跡公園芸術文化劇場南館の整備に当たっては、これまで取り組んできた文化振興施策を基盤としながら、劇場、音楽堂等としての機能を十分にいかした事業の展開や、市民が主体となる文化芸術活動への積極的な支援に取り組みます。

#### 2 拠点文化施設の整備・維持管理

高槻城跡公園芸術文化劇場以外の拠点となる文化施設（生涯学習センター、クロスパ  
ル高槻）では、市民のニーズに応じた運営を行い、施設や設備等の整備・改修を行うこ  
とで、市民が文化芸術活動、生涯学習の場として利用しやすい環境づくりに努めます。

### 3 文化芸術のまちづくりの推進

高槻の魅力を高める取組、子どもから高齢者まで、様々な世代や立場の人々が生涯に  
わたって文化芸術に「親しむ」取組、高槻城跡公園芸術文化劇場を中心として、地域施  
設や学校施設という「場」を通じて、文化芸術の輪を「ひろげる」取組、文化に携わる  
人々への市民や文化芸術団体、企業、行政などからの主体的な支援や適切な情報集約、  
発信による文化芸術のネットワークの構築などの「ささえる」取組を実施し、市民が心  
豊かに過ごせるまちづくりを進めます。

### 4 高槻城跡公園芸術文化劇場を核とした事業展開

高槻城跡公園芸術文化劇場を核とし、その他の拠点文化施設とともに一体的に管理す  
ることで、施設の利用促進や総合的な事業展開を図り、戦略的に文化振興施策を推進し  
ます。

## 主な本市の関連計画

計画名称
文化振興ビジョン、市民会館建替基本計画、新文化施設管理運営計画

## 指標と目標値

指標名	現状値	令和 12 年度目標値
市内の文化施設への来訪者数	118.4 万人 (平成 29 年度)	123 万人

施策体系番号	7-4
名称	スポーツの推進

### 目標（めざす姿）

あらゆる世代の市民がスポーツに親しみ、スポーツを通じた交流を楽しんでいるまちを目指します。

また、スポーツ施設の利用環境が計画的に整備されているまちを目指します。

### 現状・課題

スポーツ基本法において、スポーツは「世界共通の人類の文化」であるとし、「生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠」とされています。そして、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」であるとされています。価値観の多様化が進む現代において、スポーツは競技として相手との優劣を競うというものだけでなく、健康維持や体力の向上、スポーツを通じた仲間づくりなどスポーツの目的も多種多様なものとなっていますが、スポーツを通じて楽しさや喜びを得るということに違いはありません。

スポーツを通じて楽しさや喜びを得ることはワークライフバランスの向上につながるものであり、スポーツは充実した市民生活を形成する一つ的手段として非常に有用であるといえます。また、スポーツによる健康の維持や体力の向上により、健康寿命の延伸や医療費の削減といった効果が期待されます。

平成30（2018）年度市民意識調査によると、成人の週1回のスポーツ実施率は44.6%となっており、大阪府平均の30.6%を上回ってはいるものの、全国平均の51.5%は下回っている状況です。その一方で、スポーツをしていないと回答した人のうち「時間がない」、「機会がない」という理由の人が55.3%おり、28.3%の人は機会があれば、スポーツをしてみたいと回答していることから、スポーツをしていない人たちもスポーツをしたいという希望を持っていることが分かります。

こうした状況の中で、あらゆる世代の人々がスポーツに親しむことができるよう、そのきっかけを提供するとともに、継続的にスポーツをする人々の環境を整備することが求められています。

### 施策の方向

#### 1 機会の創出

あらゆる市民が気軽にスポーツを始めることができるようきっかけづくりを目的とした事業に注力します。また、スポーツを始めた人たちが継続的に取り組めるよう、スポーツ団体協議会や地域住民により運営される総合型地域スポーツクラブなどの各種団体等を支援し、広くスポーツをする機会の創出に努めます。

## 2 人材の育成

地域での事業の実施に係る連絡調整や、実技指導及び助言を行い、地域スポーツの振興を図るため、各小中学校区に配置されたスポーツ推進委員の活用や資質向上に努めます。

## 3 環境の整備

様々な世代の市民がいつでも安全・安心にスポーツをすることができるよう市内スポーツ施設の整備を図るとともに、より効果的かつ効率的な管理運営に努めます。

また、市民のスポーツへの関心を高めることや地域活性化などを目指し、大規模なスポーツイベントの開催を支援します。

### 主な本市の関連計画

計画名称
スポーツ推進計画

### 指標と目標値

指標名	現状値	令和 12 年度目標値
成人の週 1 回以上のスポーツ実施率	44.6% (平成 30 年度)	65%

## (分野 8) 効果的・効率的な行財政運営が行われているまち

施策体系番号	8-1
名称	経営的行政運営の推進

### 目標（めざす姿）

効率的な行財政運営による健全な財政運営が維持され、あらゆる世代の市民が安心して暮らせる行政サービスが持続的に提供されるまちを目指します。

### 現状・課題

1 本市は、全国に先駆け、昭和 61（1986）年に行財政改革大綱を策定し、以降、全 9 次にわたる行財政改革大綱実施計画に基づき、行財政改革の取組を推進してきました。

歳出の削減努力を積み重ねてきた結果として、今日の健全な財政が堅持されていることは、これまでの行財政改革における大きな成果と捉えています。

しかしながら、本市は昭和 40 年代に大阪・京都の住宅都市として、全国的にもまれに見る人口急増を経験しており、今後、急激な高齢化の進行に伴う社会保障関係費等の増大や人口急増期に整備された公共施設の老朽化対策など、行財政面を始め様々な課題に直面することが想定されており、他市と比べて変革を行う必要性・重要性・緊急性が高いといえる状況にあります。

このようなことから、従来の行財政改革大綱の理念を継承し、将来にわたってあらゆる世代の市民が安心して暮らせる行政サービスを持続的に提供していくため、市民ニーズに対応し、魅力あるまちづくりを推進していくとともに、健全な財政運営の維持に向け、効率的な行財政運営に取り組み、安定した自治体経営の基盤を確立することが必要です。

2 本市では、平成28（2016）年度に、I T 関連経費の削減、業務効率化、人的負担の軽減を図るため、「クラウドを利用したサーバ統合」「共通基盤の構築」「ホストコンピュータシステム再構築の検討」「I T ガバナンスの強化」の4項目を基本方針とする「情報システム最適化・再構築の方針」を策定し、情報システムの最適化を進めています。

3 近年、多様化する市民ニーズに対応するため、職員の業務は増加しています。しかし、業務の増加に対応して際限なく人員を確保することは困難であり、限られた職員で市民サービスの向上や業務の効率化を図る必要があります。そのためには、技術革新が著しいA I（人工知能）などの先進技術を活用するなど、I C T の利活用を更に拡大していくほか、内部事務の集約化、職員の働き方や事務体制の在り方等に関する見直しの検討など、更なる効率化を推進する必要があります。

### 施策の方向

## 1 健全財政の維持

### (1) 歳入の確保

庁舎等の施設の有効活用、広告料収入等の新たな自主財源の確保、債権管理の強化、利用料等の負担の適正化など、歳入確保に向けた手法の拡充を図ります。

### (2) 歳出の抑制

事業の必要性や公民の役割の検証を行い、事業自体の廃止や民間移譲を推進します。また、市の関与は必要でも、必ずしも市の職員が担う必要のない業務については、積極的な民間活用を推進します。

## 2 民間活力の導入

民間事業者等（民間企業・NPO等）との協働が可能な分野において、民間の資金、専門性を活用し、行政サービスの向上と経費の削減を図ります。

## 3 職員の能力向上

限られた職員で市民ニーズに的確に対応するため、複雑化する行政課題に効果的・効率的に対応できる能力やマネジメント能力の向上を図ります。

## 4 組織体制の最適化

新たな行政課題に効果的・効率的に対応できるよう、組織間連携を図るとともに、組織の最適化を図ります。

## 5 広域行政の推進

市民サービスの向上や事務の効率化に向け、近隣自治体等との広域連携を推進します。

## 6 ICT利活用による効率的な行財政運営

市民サービスの向上や業務の効率化のため、AIやRPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）などの先進技術の利活用を推進するとともに、情報システムの最適化・再構築を推進します。

## 主な本市の関連計画

計画名称
ICT戦略

## 指標と目標値

指標名	現状値	令和12年度目標値
連結実質赤字比率	— <算出値がマイナス> (平成30年度決算)	— <算出値がマイナス>
将来負担比率	— <算出値がマイナス> (平成30年度決算)	— <算出値がマイナス>

施策体系番号	8-2
名称	アセットマネジメントの推進

### 目標（めざす姿）

本市が保有する公共施設等に関して、将来世代に良質な資産を引き継ぐための継続した取組が進められているまちを目指します。

### 現状・課題

本市は人口の増加に合わせて多くの公共施設等を整備してきました。これらの施設の大半は老朽化が進行し、修繕などの維持管理費が増大するとともに、大規模改修や建て替えが必要な時期を迎えつつあります。しかし、人口減少や少子高齢化によって歳入の減少が見込まれ、公共施設等への投資的経費も限られてくることから、今後の公共施設等の管理・更新が課題となっています。

そのような状況の中、平成 26（2014）年 4 月に国より、「インフラ長寿命化計画」における地方公共団体の「行動計画」として、公共施設等総合管理計画の策定が要請されました。これは、全国的に公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっており、厳しい財政状況の中、人口構造の変化等により、公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることから、長期的な視点で、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に実施し、財政負担を軽減するとともに、公共施設等の最適な配置の実施を目指すものです。

本市においては、平成 27（2015）年度に「公共施設等総合管理計画」を策定し、さらに平成 29（2017）年度には、公共建築物の個別施設計画に先立つものとして、「公共建築物最適化方針」を策定しています。また、令和 2（2020）年度までにインフラ施設を含め、施設類型ごとの個別施設計画についても策定を行いました。

今後、公共施設等の老朽化が進行していくため、現在保有する公共施設等について全ての量を保有し続けることは財政上困難です。また、人口減少や人口構成の変化に伴い、必要とされる公共施設総量は減少し、求められる機能が変化します。

今後も継続して保有する公共施設については、安心して利用できるよう適切な維持管理を行いながら、更新に際しては施設の在り方を検討し、総量の適正化と再配置を行うことで、限られた財源で効果的、効率的に公共施設等を維持していくことが可能となります。

そのためには、公共施設等の劣化状況を適切に把握し、保全や維持管理の最適化を図るとともに、資産の情報を一元的に管理し、民間ノウハウの活用も検討しながら、公有資産の戦略的な利活用により、管理費の削減や歳入を拡充することも必要です。

これらのことから、将来の財政負担を軽減し、次世代に良質な資産を引き継いでいくことを目的として、総合的かつ計画的な管理を推進し、持続可能な行政運営を推進していく必要があります。



## 施策の方向

### 1 施設管理における質の適正化と施設総量の適正化

施設の長寿命化や再配置について、公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画を見直ししながら、計画的に維持管理を行うとともに、市民ニーズを把握しながら、施設の在り方検討を継続し、総量の適正化を推進していきます。

### 2 公有資産の戦略的な利活用の推進

公有資産の活用や公共施設等の維持管理・更新について、民間ノウハウを活用した効果的かつ戦略的な手法を検討していきます。

## 主な本市の関連計画

計画名称
公共施設等総合管理計画

## 指標と目標値

指標名	現状値	令和 12 年度目標値
公有財産（建物）面積	813,424,35 m <sup>2</sup> (令和元年度)	現状値より減少